

第1回智頭町議会定例会会議録

平成25年3月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定について
- 第 6. 議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する
基準を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8. 議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9. 議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ
いて
- 第10. 議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定につ
いて
- 第11. 議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第12. 議案第27号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制
定について
- 第13. 議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第14. 議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正について
- 第15. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
- 第16. 議案第31号 智頭町税条例の一部改正について
- 第17. 議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改
正について
- 第18. 議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正について

- 第19. 議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第20. 議案第35号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第21. 議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第22. 議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第40号 町道路線の認定について
- 第26. 議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第27. 議案第42号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 第28. 議案第43号 字の区域の変更について
- 第29. 議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算
- 第30. 議案第2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第31. 議案第3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第32. 議案第4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第33. 議案第5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第34. 議案第6号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第35. 議案第7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第36. 議案第8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第37. 議案第9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第38. 議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第39. 議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算
- 第40. 議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算
- 第41. 議案第13号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第42. 議案第14号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第43. 議案第15号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補

正予算（第3号）

- 第44．議案第16号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
- 第45．議案第17号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 第46．議案第18号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第47．議案第19号 平成24年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第48．陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1．会議録署名議員の指名
- 第 2．会期の決定
- 第 3．諸般の報告
- 第 4．町長の提案理由の説明
- 第 5．議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定について
- 第 6．議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する
基準を定める条例の制定について
- 第 7．議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8．議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9．議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ
いて
- 第10．議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定につ
いて
- 第11．議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第12．議案第27号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制
定について
- 第13．議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第14．議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正について

- 第15. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第31号 智頭町税条例の一部改正について
- 第17. 議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第20. 議案第35号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第21. 議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第22. 議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第40号 町道路線の認定について
- 第26. 議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第27. 議案第42号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 第28. 議案第43号 字の区域の変更について
- 第29. 議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算
- 第30. 議案第2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第31. 議案第3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第32. 議案第4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第33. 議案第5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第34. 議案第6号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第35. 議案第7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第36. 議案第8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第37. 議案第9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第38. 議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

- 第39. 議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算
 第40. 議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算
 第41. 議案第13号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
 第42. 議案第14号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
 （第4号）
 第43. 議案第15号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
 正予算（第3号）
 第44. 議案第16号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
 （第3号）
 第45. 議案第17号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
 （第2号）
 第46. 議案第18号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
 第47. 議案第19号 平成24年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
 第48. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 中野 ゆかり	2番 平尾 節世
3番 田中 潔	4番 安住 仁志
5番 岸本 眞一郎	6番 徳永 英太郎
7番 石谷 政輝	8番 中澤 一博
9番 国石 俊	10番 酒本 敏興
11番 谷口 雅人	12番 西川 憲雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町 長	寺谷 誠一郎
副 町 長	金児 英夫
教 育 長	藤原 孝
病院事業管理者	西尾 稔
総務課 長	葉狩 一樹

企 画 課 長	岡 田 光 弘
税務住民課長兼水道課長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
建 設 農 林 課 長	岡 本 甚 一 郎
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	安 藤 充 憲
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	西 村 麻 美

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成25年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、石谷政輝議員、8番、中澤一博議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（西川憲雄） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１４日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１４日間に決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第２３５条の２の規定に基づき、平成２４年１２月分から平成２５年２月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会、八頭環境施設組合議会並びに鳥取県後期高齢者医療広域連合議会についてご報告します。

鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が去る２月１３・１４日に開会され、７件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

八頭環境施設組合議会定例会については、去る２月１４日に開会され、１件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会については、去る２月２０日に開会され、４件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願い申し上げます。

次に、今期定例会の説明員につきましては、３月１日付をもって、町長並びに教育委員長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．町長提案理由の説明

日程第5．議案第20号から日程第47．議案第19号まで 43議案
一括上程

○議長（西川憲雄） 日程第4、町長提出議案の上程、議案第1号「平成25年度智頭町一般会計予算」から、議案第43号「字の区域の変更について」までの43議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ出席いただきまことにありがとうございます。

諸議案の説明に先立ちまして、平成25年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、国では昨年末の衆議院議員総選挙により政権交代が行われ、新たな政権のもと、喫緊の課題は長引く円高・デフレからの脱却による経済の再生であるとし、国の平成25年度予算については、切れ目のない経済対策で景気を底上げしていくことを目指し、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、15カ月予算と位置づけ編成されたところであります。

国内の経済情勢は、1月の経済報告で、8カ月ぶりに景気判断を上方修正し、「景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げどまりの兆しも見られる」としており、依然として地域経済や雇用情勢は厳しいものがあります。私たちがやらなければならないことは、まず、地域の活性化を図り、地域に元気を取り戻すこととであります。

このような中、平成25年度の地方財政の状況ではありますが、極めて厳しい財政の現状及び現下の経済情勢を踏まえ、徹底した合理化に努める一方、地方交付税の総額については6年ぶりに前年度を下回るものの、地方税や地方譲与税等の

増により、一般財源総額について平成24年度と実質的に同水準となることとされております。

本町においては、人口の減少と比例して町税は年々減少している中、本年は過去の実績をもとに、1,800万円余りの増額を見込んでいるものの、義務的経費は累増し、なお厳しい状況が続いています。

しかしながら、このような財政状況にあっても、将来を見通して本町が取り組むべき課題に、新たな発想で積極的に対応していかなければなりません。

私は、あすの智頭町は住民一人一人が光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくるものであると考えており、そのことがひいては理想とする地域自治、住民自治につながっていくものと信じております。

経済が右肩上がりの時代にあっては、住民と行政との関係はいわゆる要求型が一般的でありましたが、昨今の財政状況が厳しい時代にあっては、限られた予算で最大の効果を上げるという観点から、住民と行政が協働して集落づくり・地域づくりを進めていくことが重要と考え、要求型から提案型への新たな集落自治・地域自治の確立を目指し、昨年8月から町内全87集落を対象に集落自治座談会を開催しているところです。町民の多くの知恵を結集して、将来的なまちづくりの方向を自分たちで決め、町民みんなが一丸となって目標に向かって邁進する仕組みづくり、これこそが私の考える町民が主役の「ほんものの住民自治」であり、徹底した住民自治を確立することで、将来必ずや日本のトップランナーになり得ることと確信しております。

このような考えのもと編成しました平成25年度一般会計予算は、中学校改築、定住促進対策の拡充及び林業振興の充実などの要因で、予算総額は65億1,900万円で、前年度当初と比べ21.4%、11億4,700万円の増となりました。

平成25年度当初予算編成に当たっての基本姿勢としまして、私は、平成20年6月の町長就任以来、低迷する林業と農業にあえて光りを当て、訪れる人がいやされるまちを目指して、「みどりの風が吹く疎開のまち 智頭」をまちの表札として掲げ、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」を将来像に諸施策に取り組んでいるところであります。

いつも申し上げているとおり、国の根幹を支える林業・農業を基軸とした町民が主役のまちづくりについては、姿勢を変えることなく新年度も引き続き取り組

みたいと考えています。

まず、長年の懸案でありました、中学校の改築につきましてはこの4月から事業着手することとし、平成26年度完成を目途に、本町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備を推進します。

次に、昨年来5地区62集落で座談会を開催し、住民の皆さんとひざを交えて意見交換しているところですが、どの集落も年々高齢化が進む中、将来にわたって村の維持発展のため、一生懸命汗を流されている姿に触れるとともに、集落の課題もうかがい知ることができました。各集落からの提案につきまして、できることから早急に解決し、将来にわたって集落・住民が光り輝く、地域に密着した提案型による地域の整備に取り組んでいきます。

続きまして林業では、依然として厳しい状況が続く林業経営の経営構造を改善するため、小規模・分散的な構造を集約化する必要があることから、森林経営計画を策定、推進する必要があります。

また、林業・木材産業の振興、活性化を図るためには、持続的な森林経営と木材の安定供給体制を構築する必要があることから、「智頭木材流通再生会議」を設置し、低コストで効率的な作業システムや木材加工・流通体制の整備を図ります。

森林セラピー事業につきましては、これまで基礎的な部分のつくり込みを鋭意進めてきた結果、全国的にも高い評価をいただいているところでありますが、現状に甘んじることなく、「日本一の森林セラピー基地」を目指し、民泊の事業展開とあわせて、「癒しの郷」としての智頭町の魅力をさらに高めてまいります。

農業では、中山間地域の持つ豊かな自然や地域資源を活用し、都市と中山間地域の共生・交流を強力に推進し、農山村における所得や雇用の増大により、地域の活性化と地域コミュニティの再生を図ることが重要であり、このため集落が町・NPOなど、多様な主体と連携する集落集合体を各地域で立ち上げ、地域の手づくり活動を総合的に支援する必要があります。

昨年からの重点施策として取り組んでおります定住促進対策につきましては、本町の多方面への情報発信も功を奏して、移住定住希望者が多くあります。この受け入れ体制として、従来からのUJIターン者住宅支援事業、町有地無償提供、家賃助成及びふるさと就職支援制度などに加え、新たにモデル事業として「定住用おためし住宅」の整備、また子育て世代の移住者向けの賃貸住宅として空き家

を整備する、「空き家再生活用事業」に着手することとしています。

加えて、本町の環境を生かし安定的な雇用に結びつく企業誘致活動を行うとともに、昨年から実施しています企業立地促進制度により、進出企業による新たな投資、町内企業の事業拡大による投資の両面での助成と、新規雇用に対する助成を行います。

教育分野では、地域とともに子どもたちの学力向上に取り組み、保育園・小学校・中学校のさらなる交流・連携を図ることとしています。

また、児童生徒一人一人の悩みや学級全体の課題に対して適切な対応を行い、いじめ等の未然防止に努めていきます。

あわせて、本町で産み育てやすい環境をつくるとともに、子育てにやさしいまちづくりをより一層推進するため、保育料を15%減額し、子育て世帯の負担軽減を図ることとしています。

病院事業につきましては、患者数の減少など厳しい経営状況に変わりはありませんが、智頭病院改革プランに基づき経営健全化に向け鋭意取り組んでいきます。

そのほか、雇用確保のため、緊急雇用事業及び特別交付税で措置される地域おこし協力隊、集落支援員制度などを活用し、林業・農業の振興、商工観光振興、高齢者の見守りなどに18人の臨時職員を雇用することとしています。

平成25年度予算は、先ほど述べたような考え方に沿い、国・県等の補助制度を有効に活用し、総合計画の基本理念である「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「充実した教育によるまちづくり」「みんなでつくる元気なまちづくり」の4点を重点項目として編成を行いました。

それでは諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきましてその概要を説明します。

まず、議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算について説明します。

「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」ですが、移住・定住対策につきましては、近年、本町に定住する意思を持って問い合わせされる方が急増しており、これに対応するため専任の移住定住コーディネーターを引き続き配置するとともに、従来の移住定住対策支援事業に加え、新たに町産材を利用した「定住用おためし住宅」1棟を整備するほか、町が借り受けた空き家を、子育て世代の移住者向け賃貸住宅として整備する、「空き家再生活用事業」に着手することとしてい

ます。

「智頭町疎開保険」につきましては、関東、関西圏を中心に順調に加入者がふえており、加入者特典としてお送りする新鮮な智頭野菜やお米、加工品なども大変好評をいただいているところであります。新年度はさらに加入者をふやし、智頭ファンの拡大と、智頭野菜などを都市圏の消費者に届けることによる高齢者の生きがい対策、経済効果につなげていきたいと考えています。

観光振興につきましては、観光客受け入れのための環境整備として、智頭宿特産村の屋台店舗の増設、自動車充電インフラとしての急速充電器の整備、さらにはJR那岐駅のトイレ改修、また昨年から試行設置しています、鳥取自動車道から智頭宿へ誘導標識を本設置することとしています。

国際交流事業につきましては、平成11年から韓国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度は観光、文化交流及び青少年交流を初め、職員の派遣を継続し、両地域のさらなる交流発展を目指します。

農業では、有害鳥獣対策はもとより、地域農業振興プランの支援策として、集落営農を目指す集落に対する支援及び新規就農者に対する施設導入等の支援を計画しています。また、「智頭野菜新鮮組」を中心としたホンモノの農産物づくりを推進し、智頭町の特産品として流通させ、農家所得の向上を目指します。

林業では、引き続き森林組合が配置する森林経営計画プランナーに助成し、経営計画を作成することとしています。また、「智頭木材流通再生会議」を設置し、低コストで効率的な作業システムや木材加工・流通体制の整備を図ります。

智頭材出荷促進事業では、はい積み支援の町費かさ上げ分を増額するほか、引き続き緑の産業再生プロジェクト事業、森づくり作業道整備事業、美しい森づくり基盤整備事業等の施策を活用し、路網整備、間伐促進を図ることとしています。

森林セラピー事業につきましては、第2段階に進むための基礎固めの年として、企業向けの研修プログラムにおける森林セラピーのメンタルヘルス効果について基礎的なデータ収集を行い、企業にしっかりとPRできる土台を構築します。

なお、森林セラピーを足がかりに進めてきた民泊につきましては、都市部との交流や本町への移住・定住のきっかけとなるよう、引き続き積極的な事業展開を図ります。

また、木の宿場プロジェクト推進事業につきましては、さまざまな課題を抱えながら地道な取り組みが行われていますが、出荷材の新たな利用方策について調

査検討を行うとともに、女性のセンスや感性を活用するなど、新たな事業展開に向けた基礎を着実に固めていきます。

さらには、これまで検討が重ねられてきた「智頭百業学校」の設立と稼働に向け、町としてもしっかりとバックアップすることとしており、本町にあるものを活かしながら、町民の皆さんと一緒に、生涯現役社会の構築を目指すこととしています。

石谷邸保存活用整備事業につきましては、県内に3件しかない国宝の「絹本著色普賢菩薩像」を東京国立博物館から里帰り展示し、本町の宝を広く町内外にPRするとともに、石谷家住宅玄関の大門が長年の経年劣化で損傷が激しいため改修することとし、石谷家住宅のさらなる入館者増を目指します。

「安全・安心なまちづくり」であります。地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して2年が経過しますが、住民生活にも不可欠なインフラとして定着してきているところであります。引き続き「高齢者見守り支援」の拡充と利用支援、機器故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

また、次代を象徴する新たな代替エネルギーとして注目される太陽光を活用して、ソーラーパネルなどの導入を支援するほか、新たに省エネ設備である、LED防犯灯を集落で設置または更新に対して、費用の助成をすることとしています。

地域交通政策では、町民の皆様に親しまれ、日常生活の交通手段として定着している「すぎっ子バス」を引き続き運行するとともに、利便性向上のため、運行ダイヤの改正を行います。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費の助成、シルバー人材センターが運営する福祉有償移送サービスの利用者助成を行います。

また、高齢者が尊厳を保ちながら、住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスなどが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域づくりを推進するとともに、一人でも多くの方が災害時要援護者支援制度に登録していただくよう、体制強化を図ることとしています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き

実施し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

小児、障がい者、ひとり親家庭などの人たちが、医療を受けられたときの自己負担分の助成を引き続き行い、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう措置します。

健康づくり対策ですが、自殺は、倒産・失業やいじめなど、自分ではどうすることもできない社会的なさまざまな要因が複雑に関係して、心理的に「追い込まれた末の死」で、社会的な取り組みにより防ぐことができると言われています。一人一人が心の健康に関する正しい知識を理解し、自殺を未然に防止するために相談支援を行い、地域における自殺対策を促進します。

疾病予防のため、各種予防接種事業を実施していますが、引き続き予防接種に要する経費に助成を行うこととしています。

健康診査事業では、40歳以上の人を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性の人を対象に乳がん検診を行います。

また、30歳から74歳までの人を対象にがんドックを、40歳・45歳・50歳の人にがんドックと脳のMRIをセットしたドックを行うほか、75歳以上の人を対象に後期高齢者等健康診査を行うこととしています。

病院事業につきましては、病院改革プランに基づき、経営健全化を確保するための繰出金を措置しています。

じん芥処理事業では、懸案でありました旧智頭町クリーンセンターの解体事業に着手することとしており、所要の経費を措置しています。

町道の整備改良につきましては、住民の生活環境の向上、通勤通学時の安全確保など、住民生活には欠くことのできない社会資本であるということは言うまでもありません。町道の改良など引き続き維持管理を計画しています。

また、歩道除雪機の整備、ふるさと整備事業費の増額など、集落要望にきめ細かな対応を行ってまいりたいと考えています。

消防・防災関係では、日ごろから町民の生命、財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し深く敬意を表するところです。今後とも団活動のみならず地域の核として頑張っていただきたいと思えます。

また、防災行政無線のデジタル化に向けた調査に着手することとしています。

「充実した教育によるまちづくり」ですが、豊かな森をフィールドとした、本

町ならではの子育て施策である「森のようちえん事業」ですが、県の森林の癒し活用事業で引き続き支援します。

次世代育成推進につきましては、保育園における一時保育、病児病後児、延長保育など特別保育の充実、家庭支援保育事業や育児支援家庭訪問事業の推進、放課後児童クラブ、子育て支援センター・ファミリーサポートセンター等の活用による、よりきめ細かな子育て施策を引き続き実施するほか、安心して遊ばせることのできる子育て環境をつくるため、智頭地区内にミニ公園を整備し、少子化対策にもつなげていきたいと考えています。

中学校改築事業につきましては、生徒が安心して教育が受けられる教育環境のもとで、学習意欲の一層の向上を図るため、2カ年計画で全面改築することとし、第1期工事に係る経費を措置しています。

また、子どもたちの学力向上に向けた「学力向上推進プロジェクト事業」に積極的に取り組むとともに、保育園から小学校・中学校を通しての特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の理解と啓発活動に取り組めます。

遺跡発掘事業では、平成14年度に発掘作業を行った「智頭枕田遺跡」の整理作業が、新年度をもって一区切りを迎えることから、その成果となる報告書を刊行することとしています。

保育体育費では、町民の生涯スポーツと位置づけているグラウンドゴルフをより一層推進するため、町民運動場の一部を芝生化し、グラウンドゴルフ練習場として整備することとしています。

「みんなでつくる元気なまちづくり」についてであります。一昨年、町内5地区で住民みずからの発想による、小学校の空き校舎の利活用策が検討され、実践へと移行も始まっているところですが、新年度はこれらの動きがますます活発になってくると思われまます。

また、集落自治座談会で各集落からさまざまな環境整備について提案があり、小学校利活用とあわせ総合的に対応するため地域活性化基金を創設し、これを原資として地域の皆様の夢が実現できるように、全面的に支援してまいりたいと考えております。

「百人委員会」につきましては、提案された8プロジェクトの実施について支援するとともに、新年度は今までの6部会から、方向性がわかりやすいように1

0 部会に細分化し運営することが決定され、多くの方にまちづくりに参画していただくよう期待しているところです。

本町独自の地域おこし事業、「日本1 / 0村おこし運動」につきましては、現在5地区で地区振興協議会を立ち上げ、小学校の利活用策の検討を初め、各地域のそれぞれの課題への対応、持続可能な地域経営を模索する取り組みが実践されているところですが、地域自治のモデル的な取り組みと高く評価いただいております。今後の活躍が期待されるところであります。

以上、平成25年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について、説明します。

議案第2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の受診率の向上を目指した施策、昨年に引き続きがんドック、がんと脳のMRIをセットしたドックを実施することとしています。

議案第3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査等の維持管理に要する経費を計上しています。

議案第4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び償還事務に係る経費を計上しています。

議案第5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第6号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、処理施設の維持管理に要する経費を措置しています。

議案第7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区処理施設の維持管理に係る経費を措置しています。

議案第8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護保険被保険者に対する介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室など地域支援事業に要する経費を措置しています。

議案第9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び償還に伴う経費を措置しています。

議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に伴う経費を措置しています。

議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算につきましては、老朽管の更新を引き続き実施するとともに、上水道基本計画を策定し、業務の安定化を図ることとしています。

議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算につきましては、智頭病院改革プランに基づき、経営の早期健全化に向け所要の経費を計上するとともに、老朽化しているCT装置などの医療機器を計画的に更新していくこととしています。

続きまして、議案第13号 平成24年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

企画費のまちづくり事務費では、新たに国の過疎集落等自立再生緊急対策事業を活用した交流施設整備を、移住定住促進事業費では過疎債を活用し、定住促進基金の積み立てを、除雪費では委託料の増額を措置しています。

また、国の経済対策に伴う、公共林道事業、社会資本整備総合交付金事業及び耐震性貯水槽の整備に要する経費をそれぞれ計上しています。

教育費では、議会の皆様のご協力により得た財源をもとにして、教育施設整備基金の積み立てを行います。

そのほか、各種事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、4,144万6,000円であり、補正後の予算総額は、57億4,412万7,000円となりました。

また、議案第14号から19号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づく補正です。

次に、条例案件等につきまして説明します。

議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定につきましては、空き校舎の利活用を初め、地域の活性化を図るための事業に対応するため、新たに基金を設置するものです。

議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び、議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、それぞれ条例で基準を定めることとなったため制定するもの

です。

議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村は対策本部を設置することとなっており、これに必要な事項を定めるものです。

議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について及び、議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定につきましては、地域主権改革一括法による道路法の改正に伴い、それぞれ条例で基準を定めることとなったため制定するものです。

議案第27号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定につきましては、本町が実施する小規模急傾斜地崩壊対策事業の分担金について、必要事項を定めるものです。

議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましては、地域主権改革一括法による水道法の改正に伴い、条例で基準を定めることとなったため制定するものです。

議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正につきましては、林業・農業を軸とした本町が目指す山村社会の再生に向け、山村再生課、建設農林課について事務分掌及び課名の変更を行うものです。

議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地区公民館主事のあり方・役割も長年の間に変化している実態から、町からの委嘱を解き、非常勤の特別職から除くため改正するものです。

議案第31号 智頭町税条例の一部改正につきましては、軽自動車税の減免規定を適切な表現に改めるものです。

議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新年度から那岐地区公民館が旧那岐小学校に、土師地区公民館が旧土師小学校に移転することに伴い、それぞれの地区公民館の設置場所を変更するものです。

議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、社会教育・社会体育のより一層の振興を図るため、町民が施設を使用する場合の減免規定を見直すとともに、智頭町営芦津キャンプ場が利用者の

減少により休場となっていることとあわせて、土地所有者である中国電力から、発電施設の保守の上でこの土地を再利用する必要性が生じ返還要請があったため、この土地を中国電力に返却し、本町の社会体育施設から除外するため改正するものです。

議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する障害者自立支援法の法律名及び条項の改正を行うものです。

議案第35号 智頭町下水道条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する事項を定めるため改正を行うものです。

議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、都市公園の敷地面積、配置、規模等及び特定公園施設の設置等について、条例で基準を定めるため改正を行うものです。

議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、地域主権改革一括法による公営住宅法の改正に伴い、町営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めるため改正を行うものです。

議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、山形診療所を町民体育館から旧山形保育園に移転するため改正を行うものです。

議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、藤原 孝氏の任期が、平成25年3月31日で任期満了となるため、引き続き同人を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第40号 町道路線の認定につきましては、国道と町道とを接続する中学校線について、新たに町道として認定するものです。

議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道改良事業及び地域活性化基金積み立てについて、新たに追加するものです。

議案第42号 鳥取市と智頭町の一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更につきましては、委託しております可燃物処理場の処理期間が、平成29年3月31日まで延期されたことに伴い変更するものです。

議案第43号 字の区域の変更につきましては、芦津地内の地籍調査事業実施

に伴い、芦津地区の字の区域を一部変更するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西川憲雄） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第5、議案第20号「智頭町地域活性化基金条例の制定について」から、日程第28、議案第43号「字の区域の変更について」の24議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第20号「智頭町地域活性化基金条例の制定について」の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページのほうをごらんください。この条例の制定につきましては、智頭町の活性化を図る事業の実施に必要な資金を充てるため、新たに智頭町地域活性化基金条例を制定し、議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 先ほど町長の提案理由の中に、みんなで作る元気なまちづくりで地域活性化基金を創設すると。この中に主な活性化基金の使い方が集落自治座談会でさまざまな環境整備について提案があつて、そういったものを実現するために創設するんだという話がありましたが、こちらの議案の説明のほうでは空き校舎の利活用ですね、そっちが中心となっていたんですが、ここの活性化基金の本当に主体とする利用対象ですね、それは各町内の87集落を基盤とするのか、それとも空き校舎づくりをするのか、そこら辺はどのように考えますか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 先ほど各集落から出てきた要望に基づく環境整備と、小学校の空き校舎の利活用ということでございますけども、両面につきまして昨年から出てきておりまして、それが本年度から本格的に発生してくるということでございまして、両面の財源を担保するということが機動的に対応していくために空き校舎の利活用、それから各集落から出ました環境整備の要望、これを両面で対応するということが考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 既に空き校舎の利活用については、財源措置が別についていますね。だからこの活性化基金というのは、集落の提案に対する、それを実現するためのものだという解釈に立つのか、やはりこの中でやっぱり空き校舎にも使っていくのか、そこら辺の割合といいますかね、それらのものはどのように考えていますか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） そのあたりは、基金の性格からいまして、そのときの財政状況等を総合的に勘案してということでございますが、この基金、後ほどの議案の中にも出てまいります過疎対策事業債のハード分、ソフト分、両面にわたるということで想定をしております、それぞれの時点で最も有利に、限られた財源の中で対応していくということで、判断をそれぞれの時点でしていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） もう一つ、町長がこれからの自立した基地づくりということに資するための基金だとしていますが、私もう一つ提案型に対するこういった事業ですね、当然地元負担というものもあって、自分たちも汗をかくんだ、努力するんだということで必要だと思うんですが、これまでには余り地元負担なしにほぼ10分の10の町の補助事業的な要素が強かったんですが、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 地元負担ということで、いろんな意味での負担があると思います。で、現在行っております集落自治座談会でも、例えば用地の確保でありますとか、そういったところで住民の皆さんにも汗をかいていただくという

ことをございまして、実際の事業費のうちの地元負担が幾らになるかというのは、それぞれの事業によりまして、時には10分の10という場合もあるでしょうし、あるいは2分の1を地元を持っていただくというようなことでありますので、それぞれの事業の趣旨、内容に伴ってそのあたりは個々にまた対応してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 個々の案件によって対応が変わるというのはわかりませんが、基本的な考え方として、あくまでも提案型に対するのは地元負担も要るんだという前提に立つという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 地元負担についても、一定の地元負担は発生するものと考えております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第21号「智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第21号「智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について」。制定理由であります、先ほども町長のほうで申されておりましたように、地方主権改革法の一環として介護保険法が改正になりました。この改正によりまして、今まで法律や厚生労働省令で定められた介護保険サービスの中の地域密着型について町村で定めることになりましたので、今回条例を制定するものです。

具体的には、1条では条例の趣旨を、2条では施設の入所者の定員を国のほうで定めております29人ということで、町のほうでも29人を定めさせていただきました。それから、規定する資格ということで、この規定するに当たりましては、3条で法人とするということにさせていただきました。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この3条の事業者が法人であるものとするということにしていますが、これは今、介護サービス実施している事業者もあるんですが、これは町内ではそういった事業者もすべて法人になっているんでしょうか。それとも何かこの法人という想定では、例えば社協とか、もう一つ団体が法人化していますが、そこら辺は実際にはこの法人ということに決められた場合には、どのようになるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 今、この法人というものについては、国の基準に基づいてするという事ですので、今そういう町のほうで運営されている、今度新たに智頭町が指定するものについては法人とするということですので、今までのものについてはちょっとそこまで把握しておりません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） ここにその事業を行うものの資格が法人とするとしてあるんで、その法人が、例えば社会福祉法人とか医療法人とかいろいろありますね。ここの想定では、社会福祉法人という想定でやっているのか、もしそうした場合には智頭町では社協と、もう一つは三田のぱれっとですね、そういうものが法人となっているので、ある程度限定されるのかなという気もするんですが、そこら辺は実際にどうでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岸本課長。

○福祉課長（岸本光義） 個人はだめということですので、よろしいと思います。個人で経営することはいけませんということですので、今まで社会福祉法人、医療法人については、今までどおり結構だと思えます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 私がちょっと確認したいのは、今、介護保険のサービスの事業者がありますね。ああいう方々も資格が、今のこの規定ではあるかどうかちょっとわからないので、そこら辺についてちょっと教えていただきたい。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 経営状況がね、ぱっとちょっと出てきませんので、ま

た。(発言する者あり) 法人だったらオーケーということです。以上です。

○議長(西川憲雄) 岸本議員。

○5番(岸本眞一郎) だから、法人だったらオーケーはわかるんですが、その法人というものが今の町内のいろんな介護保険の事業者も多々あるんで、そういった人たちも対象になっているのか、その人たちは対象にならないのか、そこら辺はどうなのか聞きたいということです。

○議長(西川憲雄) 岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 新たにこの事業を行う方について、法人ということで、今までの方については条例の制約はありません。

○議長(西川憲雄) そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第22号「智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 議案第22号「智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

さきに説明しましたが、地域主権改革法の関係で、介護保険法が改正されまして、智頭町が定めなければならない地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

1条については条例の制定の趣旨を、2条には経費を、3条には事業の一般的な原則を、4条から12条については旧サービス事業があるんですが、その基本的な考え方を掲げさせていただいております。具体的な基準の内容につきましては、13条で規則で定めるということであります。内容については、規則で定めるものについては、基本的に国が定められたものによってしたいと思いますが、記録の中の記録保存というのが国のほうでは2年というふうになっておるんですが、その関係を5年にしたりとか、施設の入所者の定員が1人というのが、経済的なことやらもありますので、そこら辺を加味して4人ということで、基本的には国の基準に基づいて定めさせていただきますが、内容については規則で定めるというふうにしております。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第23号「智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第23号「智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。先ほどの21号、22号でも説明しましたとおり、地域主権改革法の一環で改正されました介護保険法の改正によりまして、智頭町が定めなければならないものについて定めるものです。智頭町地域密着型の運用についての条例を定めるものです。

内容についてですが、条例の1条では条例の趣旨を、2条では定義を、3条では介護予防サービスの事業の一般原則を、4条から6条では三つの介護予防サービスがあるのですが、その関係の基本的な考え方を、7条ではそれらの内容についてを規則で定めるというふうにしております。以上で補足説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第24号「智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第24号「智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」。平成24年5月11日に成立しました新型インフルエン

ザ等対策特別措置法第34条の規定により、新型インフルエンザ等の緊急事態が発生された場合には、直ちに智頭町に本部を設置しなければならないというふうになりました。その関係の制定にかかわるものを条例で定めるものです。

第1条では目的を、第2条では組織を、第3条では会議を、第4条では部の設置を、第5条では雑則ということで、この本部の必要な事項については本部長が定めるというふうに定めております。以上で補足説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第25号「智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について」の補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 議案第25号「智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について」。これにつきましては、地域主権一括本年度の絡みでございまして、これによりまして道路法が改正されました。今まで法律や省令で規定されておりました道路基準というものを自治体のほうで定めなさいということでありまして、道路の区分等に応じた車線の数、それから幅員とか、それから設計速度に応じた曲線形及び勾配に関することの基準を定めなさいというものでありまして、もともとの道路構造令の基準に基づいて条例を設定したものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第26号「智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について」の補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 議案第26号「智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について」。これにつきましても、地域主権一括法の関係でございまして、道路法の改正がございましたところで、条例の制定を行うものであります。この基準につきましても、国のほうで道路標識、区画線及び道路標示に関する命令というものがございますので、この基準に従って条例を制定するものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第27号「智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について」の補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 議案第27号「智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について」。これにつきましては、昨年8月に鳥取県のほうで小規模急傾斜地崩壊対策事業の要綱が制定されました関係で、これの分担金徴収に関する条例を制定するものであります。

また、鳥取県の小規模の急傾斜地崩壊対策事業の中身なんですけど、保全人家が5戸未満の斜面において当該斜面の崩壊により保全人家に著しい被害を及ぼすおそれがあり、早期に対策が必要なものについて、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策事業に関して鳥取県において単県小規模急傾斜地崩壊対策事業が創設されて、智頭町が事業主体で実施することになりました。これに対してそれぞれの急傾斜地の区分によりまして分担金の額が10分の2、それから10分の1、それから10分の0.5ということになっております。

議案書の33ページをお願いします。別表第1でございまして、事業費の10%ということで、鳥取県等が施行する大規模斜面関連事業、それから公共施設関連事業、避難者等関連事業または災害時要援護者施設関連事業に関連する事業、これのいずれか一つが該当する場合は10分の1ということになります。

それから、一番下の事業費の5%というところがありますが、これは同じように鳥取県が施行する大規模斜面関連事業に関連する事業であり、かつ公共事業関連事業、避難路等関連事業または災害時要援護者施設関連事業に関連する事業の場合、この場合に負担率が5%ということであります。20%の場合は、下の二つの用件以外の道路に対して事業費を定めるということになります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、石谷議員。

○7番（石谷政輝） これまでとその違いですね、このたびのとの差はどのぐらいになるのですか。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 今までの急傾斜地対策事業につきましては、人家が5戸以上、それから斜度が30度以上とか、そういった規制がありました。これを5戸以下でも対象としようということでありますので、その辺が大きな違いになってくるというようなことです。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） その負担率ですね、負担率は町の場合は同じではないかと思っておるんですけど、そこらの違いを聞いたわけなんですけど。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 負担率は、今までの負担率と同様の考えでいこうというぐあいに思っております。

○議長（西川憲雄） 石谷議員。

○7番（石谷政輝） では、その法に基づいてこれは書きかえがなったということで、従来とは何ら変わらないと。変わるものについては、5軒以上だったのが、そのところが改正されたというふうに理解していいんですね。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） そのとおりです。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第28号「智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」の補足説明を求めます。

西沖水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第28号「智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」。これにつきましては、これまで地域主権改革一括法に伴い、この水道法の改正が同時に行われました。これに伴って条例でこの基準を定めることになりました。

内容といたしましては、水道布設工事に係る技術上の監督業務の者に対する資格でありますとか、水道技術管理者の資格を明記し、条例に位置づけるものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この資格を有する人を配置するのは、これは工事の監督ということですが、これは当然町が監督するということもあり得るんですね。これは民間だけの資格というとらえ方でいいのですか、そこら辺はどうなるでしょう。

○議長（西川憲雄） 西沖水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 町の職員、いわゆる水道課の職員に資格を有しておる者がおりますので、その者の位置づけを条例の中で明記するというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） このことについて、以前から後継者ですね、1人しかいないんで、何とかしなくてはならないのではないかとということを提案しているんですが、なかなか実現できない。これの法律で町にそういう資格を持っている者を配置を義務づけられたという、これは条例だと認識していいわけですね。だから、必ず町にはこの資格を持った者が常におらなければならないという、そうい

う性格のものと理解していいのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西沖水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議員ご指摘のとおりでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） そこで町長にちょっとお聞きしたいんですが、今、その資格を持っている人が1人で、ある程度年齢も高くなってきたと。以前から後継者が必要なのではないかという話も出ていたんですが、なかなか実現できなかった。それで、今言ったように、もう法律で町にもそういう資格を持っている者を義務づけられたということですんで、やはりこういうものができたということの一つのきっかけに、早急に資格を持つ人を養成する必要があるのではないかと思うんですが、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（西川憲雄） 議案から少し離れていますので、できるだけそれに沿った答弁を。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） そのように検討したい、努力したいと思います。

○議長（西川憲雄） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第29号「智頭町課設置条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第29号「智頭町課設置条例の一部改正について」。39ページ、40ページに改正のをつけております。建設農林課所管事務であります林業・農業、こういった分野を山村再生課に移管し、本町が進めております林業・農業を軸とした山村社会の再生を推進することとして、それぞれの課の事務分掌及び建設農林課を地域整備課へ課の名称を変更を行うものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 山村社会の再生を受けて農林業を軸にするという説明がありました。具体的には39ページと40ページにあるんですけども、相当の町長の提案理由の中にもあったように、十分入れ込んだ改革をされると思いますけれども、具体的にはその辺の知識を踏まえる職員がいたり、人数的にも相当の人数が要るのではないかというぐあいに思うんですけども、それについての構想は総務課にはまだ持っていらっしやらないんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 職員の配置でございますが、現在、山村再生課には林業・農業ということで、専門的知識を有する職員を配置するという事で、人員をそれなりに充実させた職員体制として、林農振興室及び交流推進室ということで課を設置していきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） 総務課ではそうなんでしょうけれども、実は従来から私が思っていることをここにぶつけているんですけども、林業・農業等々に対するものですけども、新設の中に町有林の管理とか、林業のいわゆる再生計画ということにつきましては、どうもその辺の中身が充実してないのではないかという質問をさせてもらった経緯があります。したがって、これ私は期待しているんですけども、いわゆる分室ではなくて、この山村再生課の中で地域整備課ということでもう一回やり直そうということを行われるんですか、その質問をしているんです。だからそれで、そういうことを踏まえての改正だということまで理解していいんですね。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） ご指摘のように、そういった事にも力を入れていくということで、改めて設置をしたものであります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 山村再生課が交流推進室と林農振興室に分かれるということなんですけれども、本来ならば交流推進というのは企画が担当するべきではないかというふうに思ったわけなんですけれども、ここでいう交流推進室というのは、あくまでも今まであった山村再生課の中でのそういう交流部分ということで理解

してよろしいでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） はい、そのように理解していただければよろしいです。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 私は昨年9月の定例議会で、山村再生について質問した中で、やはり今の山村再生課ではなかなか成果があり得てない、だから何とか機構改革、企画観光とやっぱり分掌をしっかりと振り分ける。特に、森林セラピーを林業という位置づけでは大変無理があるのではないかなという気がしております。ですから、そういった面で企画観光との所管を整理したほうが良いという趣旨で機構改革というものを提案したんですけど、町長は機構改革をするという返事で、結果がこれでしたが、そうすると基本的にはただ建設農林の部分が山村再課に組み込まれたという形で、果たしてそれでこの山村再生の実績が効果が上がりやすくなったのかなという気がするんですが。そこら辺については課の設置の目的がそういうことで実現できるのかどうか、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 町長の提案理由にもありましたように、森林セラピーも第2段階へとことしから、新年度から向かうということで、新たに企業向けの研修プログラムでありますとか、そういう方向で新たな局面を迎えてくると。第1段階での立ち上げがようやく途につきましたので、ほぼ現場部門は観光協会のほうへ移管しているというような状況は、議員も認識いただいております。ということから、森林セラピーにつきましては、先ほど申しましたように、そういう段階に行っていること、それから現在行っております民泊体制の整備でありますとか、木の宿場プロジェクト、また百業に関します事業、そういったものはやはり密接に本町が目指す林業・農業とかかかわっているということでございます。特に、智頭野菜新鮮組でありますとか、木の宿場プロジェクト、またこれも提案理由にもありましたが、新たな利用方法を模索しているというようなことで、第2段階にも入っております。そういった部分は、やはり百業というもの、こういったものがあって成り立っているものというふうに考えています。そこで、林業・農業の振興の一端を担うというものであるということから、組織の拡充と強

化を図っていこうというものでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 私が今、質問した中で、1点は、やはりセラピーが林業という位置づけでね、皆さんに理解されるのか。実態といえば観光交流、今、同僚議員が言ったように交流という室も設けるといふ形でね、何かそこら辺が二重行政でなかなかいいぐあいにやれないのではないかなという気がして、だからセラピーを観光交流のほうに組み込んだほうが、町としてもやりやすいのではないかということで、私は9月定例でもそういう提案したんですが、今回、そこら辺が何の変動もなく、ただ従来そのまま農林が入っただけだということですので、そこら辺のセラピーについては、今言うように第2段階ということは、それはわかりますが、これが本当に林業に資するという、そこら辺の行政サイドとしては本当にどのような感覚をお持ちでしょうかね。このセラピーが林業に資するんだという、そこら辺を実感としてどのように感じていますか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 観光という部分で、確かに森林セラピーを観光という部分はございますが、森林が持ちますその機能、そういったものを生かしたもので森林セラピーを第2段階では進めるということでございます。ですから、あくまでも森林が持ちますあらゆる部門でセラピーとして特化していこうというものでございますので、観光の部門としてのセラピーの進め方につきましては、先ほど申しましたように現場部門として観光協会のほうで行っておりますので、新たな局面としてのやはり森林というものを生かしたもの、森というものを生かしたものでとらえていくということで考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） セラピーというのが一番基本的な目的ですね。あとは森林というのは、その場所の選択ということですね、それを活用するということが、主体はセラピー、いやしですね。だからその場がいろんなところであるということはお存じだと思います。ですから、いやしの場を森に使うから、これが林業だという、その考え方ですね、そこに無理があるのではないかと私を言っていますので、やはりそういういやしということを林業ということに結びつける、そこら辺で整合性がやはり難しい。だから本来の林業・農業を軸とするという場合の力点が、本来はそちらに森や木を生産する、農畜産物を生産するというもの

に軸を置いた方がいいのではないかという気がして、何か二足のわらじ的なもので本当にこの山村再生というものがいいぐあいにやっていけるのかなということを感じておりますので、そこら辺の、この課の設置を考えたときに、ここのセラピーというものの位置づけというものは議論をされなかったのかどうか。そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲雄）　　ちょっと答弁の前に、そのほか議員さんでこの議案に対して質問される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄）　　ないようでしたら、では最後にしますので。
葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹）　　いろいろと議論はいたしました。最終的には、やはりセラピーも林業ということ位置づけで課の改めて改正を行ったものでございます。

○議長（西川憲雄）　　最後の質問、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄）　　これで質疑を終わりたいと思います。

これで午前中の審議を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時04分

再 開 午後 1時14分

○議長（西川憲雄）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、議案第30号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐）　　議案第30号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。これは、地区公民館主事に関してですけれども、地区公民館主事は昭和44年より地区公民館の設置当時から設けている役職でありまして、識見と豊かな経験をもとに各種の公民館事業を企画立案する専門職員であるということで位置づけています。しかし、公民館主事も長年の間にあり方、役割も変化があり、現在では主に嘱託主事が中心となって公民館事業を企画立案しているのが現状であります。ということから、このたび地区公民館主事に対する町からの委嘱を解き、特別職で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例から削除するものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、平尾議員。

○2番（平尾節世） さっきの説明だと、主事というのは特別見識が深くみたいなことをおっしゃいましたけども、理想はそうかもしれませんけども、一般町民の中でそんなに見識の深い人がたくさんいるわけではないと言ったら失礼ですけど、それは言いませんけども、なかなか難しい状況じゃないかと思います。でも、その中でもこれまでいろいろと社会活動にかかわってこられた、それこそ見識の深い方はいっぱいいらっしゃるわけです。それをなくす。主事をなくすとは書いてありません、費用をなくすとは書いてありますけども、そういうことはやっぱり主事を廃止することに通じるのではないかと思います。

現在の社会教育が、皆さんが見てすごくいい状態だなという状況ならわかりませんが、日本全体で地域の教育というか、教育力が失われてきているというふうに言われていますし、それから、この智頭町の社会教育の環境でも当初予算の事業説明の資料の中にも、「社会環境が大きく変化し、地域のつながりの希薄化、家庭・地域の教育力の低下」というふうにも書かれております。それを皆さんが認識されてると思いますけれども、そういう中で主事制度というか手当を廃止するということはすごく不安なように思うんですけども、その辺の後の、では手当を廃止されてもこういうふうなことをやりますよ、地域を盛り上げるためにこういうふうにやりますよというのがありましたら、お聞かせください。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 地区の公民館の役員の中には、当然公民館長もおりますけども、副館長、また部長、こういうようなポストもございます。主事とあわせて同じような状況で活動しておるわけですけども、そういう部分からの不公平感もなくする、そういう部分もあって報酬を廃止しようとするものであります。主事の制度を廃止しようというものではございません。

ご存じのように、地区振興協議会が5地区立ち上がっております。こういう地域には、地域支援員であったり地域おこし協力隊であったり、こういうような次の活動を担うような職員も配属しておりますので、いろいろな地域活動の変化が

あると、そういうような部分で今回、町から委嘱を解いて、費用弁償の部分、報酬の部分は外していこう、そういう中でいろいろと地域の中でも制度を見直すべきではないかということで、今回上程しました。以上です。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） おっしゃることも半分はわかりますけれども、主事とね、部長とかそのほかの役員さんと同じような活動とはおっしゃいますけれども、部長はずっと長年続けられる地区もあるかもしれませんけど、どちらかというとも毎年かわるとか、村の順番だとか、そういうところのほうが多いんじゃないかと思います。何年か続けられるところももちろんありますよ。

そういう中で、主事はやはり何年か続けられて、部長とはやはり私は位置が違う、別に上下関係ではないんですけど位置は違うと思いますし、それから今の社会、なかなかいろんなことに自分が責任を持ってやろうという人が少なくて、公民館長さんも一生懸命やってくださってますけど、もうかわりたいけどもなかなかかわれないというような状況も中にはあります。そういう方も、やっぱり一遍に、主事があって公民館長さんというような段階があればなりやすいんですけど、そういう段階なしに一遍に公民館長さんをお願いしますといっても、なかなかお願いできないような状況もあるようですし、それから地区振興協議会、確かにいい制度だと思いますし、活動も一生懸命やってらっしゃると思います、どことも。ただ、地区振興協議会は、その地域活動を盛り上げるというか、そこを元気にするという目的ですし、やっぱり公民館活動は、原点は教育です。

地区振興協議会の活動が活発になったり、地域が活発になったりするには、個人個人の教育というか、個人個人の意識がやっぱり地区のため、みんなのために、自分も含めてそのためにやろうという気持ちが必要なければ、すべてのまちづくりもうまくいかないと思います。その教育の部分を、役を減らすのではないとはおっしゃいましたけれども、役を減らすことに将来通じていくのではないかという危惧を私は持つわけです。その辺のところの手当てというか、将来そうじゃなくってこういうふうにしていくんですということがあれば、お聞きしたいと思いません。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 公民館は当然社会教育の範疇でございますし、地区振興協議会は地域づくりの範疇であります。今は両輪でいきようるわけですが、

行く行くは地区振興協議会の傘の下に入る可能性も秘めております。今、ご指摘の公民館主事の件ですけれども、今現在は嘱託主事を設けておるわけですね。で、昭和44年、我々が役場に入る以前の話ですけれども、確かにその当時は公民館長、それから公民館主事という、やはり地区の公民館のかなめでありました。指導者でもありました。ですけれども、今の実態からいうと、自営業ばかりではなかなかやりくりできないというような実態があったりして、副館長であったり、部長もったり、そういうような同列の役職の方とも、やっぱりこの方は町からの委嘱、この方はフリー、そういうようなところがちょっと不公平ではないかというような地域からも声が出てました。

各地区の公民館のほうにもその実態をお話をして、町では聞き取って話ししていく中で、やはりこの部分は同じ、同列に並べて活動してもらったほうが活動もしやすいだろうし、それから地区の嘱託の職員ももう少し企画力に力を出してもらって、もっと地区の公民館を変えてもらわんことには、毎年毎年同じような事業をぐるぐるぐるぐる回しておるような実態ではちょっといけんなあということで、こういうような条例を改正しようということを出したところでもあります。

公民館の教育という部分では、引き続き振興してまいりたいと思いますけれども、そういう部分で公民館主事の町からの、今度は委嘱ですのでね、そういう部分をとって制度は残します、制度といいますかポストは残しますけれども、そういう取り扱いをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 現状に合わせて、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、というような説明だったと思うんですけれども、確かに副館長さんがいらっしゃったり、部長と、私の身近に副館長さんというのがいらっしゃらないと思うんです。ちょっとそこが私が理解できなかったところでもわかりませんが、現状の活動に合わせて主事の手当を廃止するというのは、私はちょっと何か納得がいかないんです。現状がそんなに、手当を出すほどではないというか、不公平なんでしょうねきっと。だからということなんですけど、それでしたら、より活発にするために副館長さんにも出すとか、削るばかりが、それもね、ポストは残しますよと言われても、将来みんながボランティア精神で、じゃあやろう、やろうという社会ならいいんですけど、何か今の社会は、だんだんだんだん日本はそういうふうでない方向に流れつつある中で、ポストもなくなりかねないような方

法というのは、私はちょっと納得ができないような気がするんですけど、気持ちを伝えただけで今回終わります。

○議長（西川憲雄） 答弁はよろしいですか。答弁を求めません、よろしいですか。

○2番（平尾節世） 済みません、はい。では、気持ちを伝えただけでと思ったんですけど、もっと嘱託職員を企画力があるようにしてというふうな、教育力を高める方法としてはそういう方法だとおっしゃいましたけど、本当にそれだけでいいんでしょうか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。よく理解してもらうように。

○教育課長（長石彰祐） 地域の実情も、かつてと変わっております。公民館ができた当時と変わっておりまして、今現在、地区振興協議会を中心として地域支援員であったり、それから地域おこしの協力隊であったり、そういうようなものを置いとるわけですけども、やはり何というんですか、ボランティアの人、主事にしても、副館長にしても、部長にしても、有償じゃあ見るべきじゃないのという議員の提案ですが、見るところは事務的な部分で措置せにゃいけん部分、例えば公民館の嘱託職員であったり、それから地域支援員であったり、そういう部分は行政として見ていこう。ですけども、そういう役職の部分はボランティアでお願いしたいということでもあります。

今回、地区の公民館の中でも、各地区にいろいろと働きかけをしましたけども、結果的には地区公民館の嘱託職員を7地区ある中で6地区が残す。那岐地区のみが公民館の嘱託職員から今度は地域支援員に変更になりました。これは、今までは例えば公民館のふだんでいうとあいている時間が10時から5時までですけども、それを今度はいつ行っても公民館があいている、役場と同じ時間、8時半から5時15分まであけるように、那岐地区にあってはこういうような格好になります。そういうことで、公民館のあり方自体も昔のスタイルではなしに、やはり住民に開かれた、住民の目線に立った公民館にしていかんやいけんということで、いろいろ地域の課題もございます。公民館のことだけじゃなしに、見守りであったり、安否確認であったり、そういうような部分も付加させて公民館を運営していこうと思っておりますので、そこら辺のところでも今回こういうような制度というんですか、条例を改正して地域を変えていこうということでもあります。以上です。

- 議長（西川憲雄） よろしいですか。
- 2番（平尾節世） いいです、切りがありません。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） 先ほどから副館長、副館長いうことを課長のほうから聞こえるけれども、平尾議員からも出たように、私も初めて聞く言葉でして。ほかの地区というか、那岐はあると言われたけれども、これはちゃんと設置条例か何かののっとして副館長はありますか。
- 議長（西川憲雄） 教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 地域によりましては、ある地域とない地域とございます。ですから、こういうポストを設けなさいということではやはり館長、それから公民館の主事、こういうようなポストがこちらのほうから社会教育上設けてもらっているポストでございます。あとは地域の実情に合わせて、部長なり副館長なりということであります。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） そういうことになれば、副館長、副館長いうことを削除してもらいたいと思います。そうせんと、えらい那岐だけのことを言っておられるような感じにとられて聞こえますので、ほかの地区は副館長というのはおりませんので。そのあたり削除してください。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 不適切でありましたら、削除したいと思います。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） 今言いましたように、大概の地区は公民館長がおって、主事がおってという組織だと思います。ただ便宜上つくられた役職であろうかと思っておりますので、私は今、適切な答弁でなかったと思っておりますので、削除願いたいと思います。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 先ほどの答弁の中から、副館長という文言につきましては削除いたします。
- 議長（西川憲雄） よろしいですか。
- 8番（中澤一博） はい。
- 議長（西川憲雄） そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第31号「智頭町税条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西沖和己) 議案第31号「智頭町税条例の一部改正について」であります。内容といたしましては、軽自動車税の身体障がい者等に関する免除規定の基準の表記を見直すこととしております。内容的なものにつきましては、軽自動車税にかかりまして、軽自動車の使用頻度、減免割合等を明瞭に記載いたしまして、適切な表現に改めるものでございます。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第32号「智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長(長石彰祐) 議案第32号「智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について」。平成25年度より那岐地区公民館が旧那岐小学校に、土師地区公民館が旧土師小学校に移動することに伴い、それぞれの地区公民館の設置場所を変更するとともに、従来は設置区域を各小学校区としておったものを、小学校統合により各地区に変更するもの、また使用料を徴収する上で対象となる部屋の名称を変更するものであります。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中澤議員。

○8番(中澤一博) この5地区の公民館の中で、那岐と土師だけが学校に行く

理由というものは何ですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） これは、各地区公民館のほうからの決定事項であります。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） ということは、あれですか、よそのそれ以外の地区からは出てませんか、移行したいとかは。

○議長（西川憲雄） 教育課長。

○教育課長（長石彰祐） はい、出ておりません。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） まあそれでしたら、正式に出てないというふうに理解しておきますけど、山郷の場合は前からずっと絵には学校に移すということがかいておきますのでね、そのあたり何で2地区だけなのかなというふうに理解に苦しむものですから。そうしたら、声が出ればどの地区とも学校に移すいうことで、そういうことでよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 施設の利活用という部分もございます。那岐と土師につきましては、施設が老朽化しておって今の施設よりも小学校に移るほうが地域のためになるということで、動かれるということでもあります。

議員の申されます、多分、山郷のことではないかと思えますけども、公民館のほう、初め地区振興協議会と一緒に旧山郷小学校のほうに動くというような方向も示されておりましたけれども、結果的には公民館はそのまま今のところに残し、地域振興協議会の所在についてはまだ不明確ではありますけども、何せあそこの館に残ろうということ聞いております。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 先ほど、本来公民館の設置というのは教育課の指揮のもとにこれは設置をしたものだと思いますが、こういった設置の移動が地域の要望で動いたんだという先ほどの話ですが、教育委員会としてはこれまでいろんな事情でそこに設置したという経過がある中で、地域の要望だから学校に移すというような判断というのは、何かその相乗効果とかなんとかも教育委員会としての

判断としては、そこら辺独自の判断というのはどうなんですか。なかったんですか。地域の要望だけでこれを動かしていくということですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 確かに那岐と土師については、施設が老朽化しております。雨漏り等も発生したり、それからトイレの改修であったりいろいろ教育委員会としても手を入れていかねばならないところではありますが、片や去年の春から小学校のほうで廃校になって、今、施設が利活用の部分を皆が考えるという、そういう中で、やはり特に那岐地区にあっては当初から、建築時点から公民館が行く行くは来るであろうというような想定もしておられたようですけども、従来の公民館も残しながら小学校も利活をと、なかなかそういうところは難しいかと思えます。教育委員会サイドとしては、何せそういうような活動が行っていただけるのであれば、場所が旧小学校に動こうが、今の現状の場所であろうが、それは余りどうのこうのというものではございませんけども、その部分はやはり地域のやる気を認めたということでもあります。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 先ほどの課長の答弁の中に、いずれ地区振興協議会の傘の下にどうか、公民館がね、そういう話が出ましたんで、そこら辺やっぱり教育委員会としても従来は教育委員会の指揮のもとであったのが、そういう今後については、公民館というものが地区振興協議会の指揮系統のもとに移っていくんだという構想を持っているということなんですかね、そこなんです。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 今現在は、地区振興協議会は地区振興協議会、公民館は公民館ということで、地域の両輪であります。ですけども、地域の多くの抱える課題を克服しようとするれば、やはりそこら辺のところは公民館は公民館という線を引くのではなしに、やはりもう少し広い意味で地域を守って振興していかんやいけんじゃないかなという立場で申し上げたところです。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 理想としてはまたそうだろうけど、公民館というものの設置理念というものとね、当然それがあって独立した組織として地区公民館というものを立ち上げているんで、それが一体となった方が地域のためになるんだろうから、将来は振興協議会の傘の下に入った方が地域のためになるのではないだ

ろうかというのは、これは今で言うと、長石課長の個人的な感想ととっていいのですか。それともやっぱり将来は教育委員会としてはそういう方向に持っていこうとしているのか、そこら辺のちょっと確認をしたいです。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） なかなか難しいところではあります。今現在はこういうような状況なんですけども、前教育長等とも話しする中で、やはり公民館のスタイルも変えていかならんだらうということは話ししてます。ですけども、この議場の場でこう向きであるべきだということは断言できないと思っています。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第33号「智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 議案第33号「智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」。これは、社会体育・社会教育のより一層の振興を図るため、町民が施設を使用する場合、使用料を減免し、無償化するとともに、智頭町芦津キャンプ場の利用者の減少により、今は休場となっております、施設を休ませております。土地所有者である中国電力のほうから発電施設の保守の上で、この土地を再利用する必要性が生じ、返還されるよう要請があったため、この土地を中国電力に返却し、本町の社会体育施設から除外するものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 使用料に関しまして、町民運動場及び総合運動場、これ町外者というのは削除されているんですが、このたび。町内、町外問わず4時間につき3,150円を徴収するというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） これは規則のほうで定めているところですけども、予算のほうにも反映はさせとります。実は、行財政改革の一環として、平成18年度より実施した、町民の皆様から幾分かの使用料をいただいていたわけですが、ところが、それなりに財政的には一定の成果を見たところですけども、近年、施設の利用率が低下傾向にあります。住民活動の停滞が危惧されますので、この芦津キャンプ場というわけじゃなしに、町全体の社会教育・社会体育の施設の町民の使用料無償化により、社会体育・社会教育を、福祉の関係もしかりですけども、一層振興を図りたいということで今回、町民の無償化をもとに戻したといえますか、今までは減免しとったわけですけど、それを無償化して施設並びに活動を推進しようということでもあります。以上です。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） もう一度お聞きしますけど、今までは芦津キャンプ場とかではないですよ、町民運動場、総合運動場、この使用料が今までは町外者が4時間につき3,150円というようなことだったけれども、このたびから町内、町外問わず4時間につき3,150円いただくという方向なんですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 芦津キャンプ場にありましては、町民が使われる場合は今までも無償でありました。町民運動場、総合運動場については、町外者は今までどおり使用料をいただきますけども、町民は無償化ということでもあります。なお、照明を使う総合運動場にあっては、そのナイター設備の使用料については従来どおりいただこう、ほかの社会教育・社会体育施設については、町民は全部無償化ということでもあります。以上です。

（発言する者あり）

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 第5条の部分ですけども、ここの部分を、町民は町内に居住する者が芦津キャンプ場を使用するときには無料ですよという、こういう施設を限定しとったわけです。それを、今度は規則の定めるところにより減免しますということで、規則委任のほうに移すということでもあります。ですから、この社会体育の、特に屋外の部分だけを明記しておりましたけども、それをなしにして規則のほうで別に定める。この内容的には町民の無償化ということだと、この規則の中身が。以上です。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19、議案第34号「智頭町特別医療費助成条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第34号「智頭町特別医療費助成条例の一部改正について」。平成24年6月27日に障害者自立支援法の一部改正がされ、平成25年4月1日に施行されるようになりました。これを引用する部門について「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に、あと適用条文と文言についてを改正するものです。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第35号「智頭町下水道条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第35号「智頭町下水道条例の一部改正について」。地域主権改革一括法によりまして、下水道法が改正されました。これに伴いまして下水道条例の一部を改正を行うものであります。

内容といたしましては、主に公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理について、関係する事項を条例に定め、追加するものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第36号「智頭町都市公園条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長(岡本甚一郎) 議案第36号「智頭町都市公園条例の一部改正について」。これにつきましても、地域主権一括法の絡みをもって都市公園法が改正になりました。都市公園につきましては、住民の方が容易に利用することができるように配置して、広域の利用に供する目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とするということで、具体的には、第1条のほうで、公園施設の建築物の建築面積の総計は、都市公園の安全性や機能性を考慮して、原則として都市公園の住民1人当たりの面積を10平方メートル、それ以外は5平方メートルとするということでございます。それで、一番大事なところで、人に優しい公園施設となるように、高齢者の方、それから障がいをお持ちの方の移動等が円滑にできるように、必要な特定公園の施設の設置に関する基準を定めるものであります。以上であります。

○議長(西川憲雄) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番(岸本眞一郎) この条例、例えば今回予算の中でミニ公園をつくるという事業がありますが、これは、この公園には適用されるのか、そこら辺はどうですか。

○議長(西川憲雄) 岡本課長。

○建設農林課長(岡本甚一郎) 都市公園といいますのは、都市計画施設の一部でございますので、今回のミニ公園とは関係ございません。

○議長(西川憲雄) 岸本議員。

○5番(岸本眞一郎) じゃあ、このミニ公園というのは、ただ名称だけど、位置づけとしてはどのようになるか。町としては公園のつもりだということですね。

でも、今言う公園法による公園ではないんだという言い方なんです。じゃあ法的な位置づけというのは、このミニ公園というのはどのような位置づけですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 今回、ミニ公園として整備するものは、町有地の一角をそういう砂場並びに遊具を若干といいますか、遊具を若干整備してそういう機能を持たそうというもので、そういう都市公園という公園法でいう公園ではございません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 公園法の公園ではないというのはわかったんですが、じゃあ町としての今回つくる公園の位置づけというものはどのような位置づけで、ただ名称をミニ公園とつけているけど、遊び場だというようなことですか、実態は。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そういうことであります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第37号「智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第37号「智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」。国の地域主権改革一括法による公営住宅法が改正されました。これに伴いまして、条例で町営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めることとされました。これらの基準を定めて優先入居の対象となる者の拡大の改正を行うものであります。

制度の内容の主なものとしたしましては、町産材の使用についての明記化、あるいはユニバーサルデザインの導入等に努める、こういったことを改正事項として盛り込んでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この改正後の整備基準は、これは町独自で設けた基準ですか、それともこれは国が設けた基準に準じたものですか、そこら辺を一つ。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） これまで公営住宅法の中にありましたことが、今回の一部改正によって条例の中に位置づけたということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 条例の中に位置づけたんだけど、この整備基準がね、まだ町産材を使うとかなんとかという文言があるんで、これは国の基準の中でこういう規定があって、それに準じたものですか。それとも、町独自でここはこの基準を設けたものですかということです。

○議長（西川憲雄） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） これまで国の基準にあったものを、町条例の中に加えたということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） だが、今回新たに町の基準としてこのようなものを加えたということですね。

じゃあ関連でもう一つ、今回おためし住宅とか、空き家再生ですね、そこら辺も町営住宅という位置づけになるんですか。そこら辺の取り扱いはどうですか。

○議長（西川憲雄） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 具体的には、町営住宅という位置づけでは考えておりません。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第38号「智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第38号「智頭町病院事業の設置等に関する

条例の一部改正」につきましては、専門医の退職に伴い、心臓血管外科の診療を廃止するものと、現在、智頭町民体育館で行っている山形診療所を、旧山形保育園に移転しようとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第39号「智頭町教育委員会委員の任命について」の補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 議案第39号「智頭町教育委員会委員の任命について」。次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求める。鳥取県八頭郡智頭町大字新見561番地1、藤原 孝。昭和30年1月8日生まれ。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第40号「町道路線の認定について」の補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 議案第40号「町道路線の認定について」。整理番号3706。路線名、中学校線。起点は、智頭町大字智頭字飛田河原1-1-118番4地先。終点が、智頭町大字智頭字八幡1056番4地先であります。これは中学校武道館のところ、373号線沿いの武道館から町道関屋黒本線に向かっていく道であります。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎）　　この認定は、次の過疎計にのせて学校改築したときにこの過疎債を利用してまた整備するために、今回町道路線に認定したという、そういう背景でしょうか。そこらへんは。

○議長（西川憲雄）　　岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎）　　そのとおりであります。

○議長（西川憲雄）　　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第41号「智頭町過疎地域自立促進計画の変更について」の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　議案第41号「智頭町過疎地域自立促進計画の変更について」でございます。資料の89ページでございますが、自立促進施策部分の3番、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中の計画に、先ほど説明のございました中学校線の改良、そして天木線の改良を、事業主体の町で行うものを追加するもの。それから、その次のページのその他地域の自立促進に関し必要な事項の現状と問題点。その対策のところ、既に説明いたしました地域活性化基金の創設の文言を加えております。そして、次のページ、3の計画、過疎地域自立促進特別事業として、地域活性化基金積立金を新たに加えるものがございます。以上です。

○議長（西川憲雄）　　説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎）　　この活性化基金の積立金と、そのほかにいろんな財源措置をしていますが、ここら辺の使い分け、何かもうほとんど似通ってどれがどうか、ほとんどが皆活性化につながるような事業ばかりなので、初めの基金のと

きにも言ったように、提案型の事業を主として使うような、そこら辺のある程度線引きは考えてるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 特にそういった線引きということは考えておりません。住民から出ましたさまざまな要望に対しまして、機能的に対応するための財政的な裏づけとしての、そういう意味での基金の積み立てでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） これまでもいろんな目的によって財政的な裏づけをここですしているんですが、今回の地域活性化基金というのが余りにも間口が広過ぎる。それで、これまでのと当然重複する可能性がいっぱいあるので、やっぱり町としてはそこら辺の目的に応じた使い分けというものを、しっかりとしたもののがやっぱりないと、都合のいいとこだけはつまみ食いのことをやられると、何か事業の成果とか、そんなものが見えにくいような気がするんで、当然お金の使うときにはそういった分はしっかり明確にしていく必要があるのではないかなと思うのですが、そこら辺についてはどうですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） まず、事業を実施する場合には、一番最初には補助事業の適用を考えます。そして事業を実施する必要性がありますけども、その財源が乏しいという場合の備えとしての基金ということでございますので、住民からさまざまな要望が今積み上がっておりますが、それらに、住民要望にこたえていくための基金ということで、基金の運用・実行に関しては適切に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第42号「鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第42号「鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について」であります。

現在、本町から出されます一般廃棄物につきましては、鳥取の市内にあります焼却場に搬入し焼却処分をいたしておるところでございますけども、この委託期間が本年3月31日までとなっております。これを平成25年4月1日から平成29年3月31日まで延長することに伴い、変更するものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これに対して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28、議案第43号「字の区域の変更について」の補足説明を求めます。
安藤地籍調査課長。

○地籍調査課長（安藤充憲） 議案第43号「字の区域の変更について」。大字芦津地区は、地域調査実施区域で、一部に地籍調査作業規程準則第25条に定める土地の合併等の調査が必要なため、地形の実態に整合するよう字の区域の変更を行うものであります。

具体的に、字ワサビ谷の一部の赤線と隣接する字沖ノ山奥の赤線を合併し、字ワサビ谷に区域変更を行うものです。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号から、議案第38号までの19議案及び議案第40号から議案第43号までの4議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第38号までの19議案及び議案第40号から議案第43号までの4議案については、お手元に配付しております議案付託表の

とおり所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時20分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第29、議案第1号「平成25年度智頭町一般会計予算」から日程第40、議案第12号「平成25年度智頭町病院事業会計予算」まで12議案の補足説明及び質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分、その他特別会計予算・事業会計予算については歳入と歳出に分けて行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算・事業会計予算については歳入と歳出に分けて行います。

日程第29、議案第1号「平成25年度智頭町一般会計予算」の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第1号「平成25年度智頭町一般会計予算」。それでは、平成25年度当初予算の概要ということで、歳入から概略を簡単にご説明させていただきたいと思います。

あらかじめお手元のほうにお配りしております平成25年度当初予算の概要というものがございますが、この概要に基づきまして概略の説明をさせていただきたいというふうに思います。

では、当初予算の概要のほうを説明させていただきます。

平成25年度予算総額65億1,900万円でございます。前年と比較いたしまして11億4,700万円、21.4%の増ということでございます。

まず、歳入でございます。町税につきましては、前年度に比べ1,875万7,000円の増を見込んでおります。7億2,200万余りとしております。増減

の主なものにつきましては、下のほうの欄に一覧で掲げておりますが、町民税につきましては本年度及び過去の実績をもとに、個人分を1,700万円余りの増収を、法人分につきましては200万円程度の減収を見込んでおります。町民税合わせて1,500万円余りの増、それから固定資産税につきましては約460万円の増ということで、合わせて1,870万円程度の増でございます。それから地方交付税でございます。国のほうでは交付税のカットが打ち出されておりますが、本年度の実績見込みが約30億円程度見込んでおりますことから、普通交付税、特別交付税とも昨年と同額の24億8,000万円としております。分担金及び負担金につきましては、児童福祉費負担金として新年度から保育料を15%減額措置をすることとしており、930万円余りの減額となっております。使用料及び手数料は、住宅、バス使用料の500万円余りの減となっております中には、社会教育、社会体育のより一層の振興を図るため、新年度から総合センター、体育館及び公民館など、町民が利用する場合の使用料を減免することとしておりまして、約50万円の減となっております。国庫支出金につきましては、中学校改築に伴います国庫補助金、それから障害者福祉費負担金など増額となっております。それから次に、県支出金につきましては、それぞれの事業の結果700万円余りの減となっております。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金から、昨年度と比べて5,000万円足しまして4億5,000万円、また、中学校改築に伴います教育施設整備基金から1億円を繰り入れするようにしております。それから、繰越金につきましては、昨年度5,500万円余りでありましたものを、新年度は8,800万円ということで3,300万円の増額をいたしております。町債につきましては、臨時財政対策債1,700万円余りの増額を、それから中学校改築に伴います過疎債充当を7億3,490万円、そのほか過疎債のハード事業、ソフト事業への充当分を合わせて7億7,800万円余りの増額といたしております。以上が歳入の状況でございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思います。性質別の概要を説明いたします。まず、人件費でございます。1,700万円余りの増額となっております。中ほどから下に増減の主なものを記載しておりますが、これは退職者に伴う特別負担金の増額でございます。それから物件費につきましては、中学校改築に伴います用材の加工でありますとか備品購入費として1,300万円の増、そのほか木の宿場プロジェクト、支え愛ネットワーク事業などが増額となっております。

ります。扶助費につきましては、障害者及び自立支援医療等の給付費、その他特別医療費助成の増額となっております。続きまして、補助費等でございます。間伐、作業道整備、森林境界確認などの緑の産業再生プロジェクト事業、また森林セラピー事業として受け入れ体制構築でありますとか、そのほか東部広域消防費負担金の増額などによりまして2,700万円余りの増額となっております。続きまして、普通建設事業でございます。中学校改築事業として9億3,700万円余りの増額となっております。また、移住定住事業としてお試し住宅の整備、空き家再生事業など2,500万円の増額となっております。積立金につきましては、過疎対策事業を活用して小学校利活用事業及び集落の環境整備など、地域の活性化事業に総合的に対応するために新たに地域活性化基金を創設して積み立てを行うこととしておりますし、そのほか定住促進基金の積み立ても行いまして、合わせて4,000万円を計上いたしております。

簡単ではありますが、以上で歳入歳出の概略を終わります。

続きまして、平成25年度智頭町当初予算主要事業につきましては、既にこれもお手元のほうにお配りしておりますが、町長の提案理由にもありましたように、総合計画に基づきます4本の基本理念として取りまとめております。一つには、資源・環境を生かしたまちづくりの中での主要事業、それから、安全・安心で住みよいまちづくりの主要事業、3番目に、充実した教育によるまちづくり事業ということでの主要事業、最後にみんなでつくる元気なまちづくりでの主要事業というふうにしております。なお、一部に水道事業会計分も含まれておりますことをご了承いただきたいと思います。主要事業の詳細につきましては、予算特別委員会のほうで改めて詳細をご説明をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回の歳入、交付税が昨年と同等ということで、それにあわせて中学校建築の財源を確保するために繰入金と町債というものが大変増額しました。あと気になるのは、中学校の改築費以外を差し引いても、実質昨年度よりふえてる予算ではないかなという気がするんですが。主要事業を見たときに

新規事業というのはたくさん目に見えています。私が12月定例のときに質問したように、やはりその事業についてはスクラップ・アンド・ビルドが必要ではないかなという話をしましたが、今回について、この事業の見直しというものは行われたのでしょうか。

○議長（西川憲雄）　　ちょっと岸本議員、歳入の今部分なんで、総括。もしあれであれば、歳入のほうでお願いします。

○5番（岸本眞一郎）　　気になるのが、町債ですね。町債がだんだんふえていく。この中に、やはり過疎債のソフト事業というのが近年大きなウエイトを占めてきていると思うんです。この過疎債は確かに使いやすい。後から7割返ってくるということで使いやすいということで事業が組みやすいんですが、かえって少ない予算でみんなが工夫をしてやりくりするというときよりも、安易に事業が組み立てられているのではないかという気がします。最終的にはやっぱりソフト事業成果が結果として生み出せないのに、後で起債だけ残っていくということにはなりはしないかという心配があるんですが、ここの過疎債のソフト事業に安易にここを使い過ぎているという懸念を持っているんですが、そこについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（西川憲雄）　　葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹）　　この過疎債のソフト事業につきましては、平成24年度、約1億程度、国のほうもソフト事業としての配分がございました。また、本年も同じく1億2,000～3,000万あたりの国のほうからのソフト枠というのがございます。どこの自治体もそのソフト枠の中で限られた予算でやるということで、ご多分に漏れず私ども本町にしましても、この事業を組み立てる中で、全く一般町費であったものをこの過疎債のソフト事業で対応できるというものに振りかえておりますので、今回の過疎債のソフトは合計が1億3,000万ということで見ております。決して安易に事業を、過疎債のソフトがあるから事業を組んだというのではなくて、事業の中を精査して極力査定段階で落とした中で、これは過疎債のソフト対象だということで盛り込んでいっているものでございます。

○議長（西川憲雄）　　岸本議員。

○5番（岸本眞一郎）　　今、課長が言われてるように、町の予算が過疎債に振り返られるから振りかえたということは理解できますが、じゃあその振りかえた町

の予算が減額で全体としてふえないような状況ならわかりますよ。町の予算全体がふえていくということは、やはり過疎債も使いながら町の単独予算もずっと使い続けているという結果でふえていくということになってはいやしないかと。だから、課長の言う有利な事業に振り返るということは理解できるんですが、その振りかえた分の予算を、また新規の事業に使って、だから新規の事業がどんどんできているのではないかという私は心配してるんですが。今言ったように、総務課長としてこの予算を組んだときの過疎債と町債の関係ですね、ここら辺をきちっと、今は確かに使いやすい予算だから、国が枠をくれたから町が使うんだと、その分を町の単独予算を使わないで温存していくならいいですけど、繰入金ということで当然繰入金も取り崩してますわね。そこら辺の関係が私には見えてこない。有利な点を活用するという事は理解できるんですが、それにあわせてもっと町の単独予算もいろんな事業に使って、結果として予算が大きなものになってはしないか。町の財政標準規模っていうのは約35億ぐらいだと思うんです。これが30億も何ぼも多いような予算が組めるということに、そういったちょっと水膨れ予算になってるのではないか、その一因としてこういう使いやすい過疎債をどんどんどんどん使ってソフト事業に使っているのではないかという私の心配ですが、そういう予算を組むときには、課長としてはそこら辺をどう考えたのかということをお聞きしておきます。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 過疎債があるから予算をとということではなくて、やはり先ほどちょっと申しましたが、予算査定段階であらゆる削減をしながら精査してまいりました結果、この事業が過疎債には対象となるということの判断のもとで起債対象としております。そうでないものは、一般財源の中での事業ということで、そういうことで整理をしました。結果的に、国県補助金をより有利に国県補助金の活用をする、それからもちろん過疎債で充当できるものは過疎債ということで、最終的に精査した結果が財政調整基金を昨年度より5,000万多くつぎ足して取り崩しをするというような予算編成になりました。先ほど本年度の予算が昨年比べて、中学校を除いても新規事業がふえているんじゃないかということがありましたが、町長の提案理由にもありましたように、定住の促進のより充実でありますとか、林業の振興、それから地域活性化の推進ということで、決して安易に新規事業をふやしたというわけでは私は認識をいたしておりません。

精査した中で今回の予算を組んでおりますので、あわせて事業を廃止したのもございますので、それはまた委員会の中である所管のほうから説明があろうかと思っております。その考えをもとに、私どもは今回の予算編成をいたしました。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） 歳出の中で、人件費の問題なんですけど、25年度、国のほうの方針として地方公務員の給与費の臨時特例ということで25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として地方公務員給与を削減ということが出ているわけなんですけど、これについての智頭町として考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲雄） だれが答えますか。

副町長。

○副町長（金児英夫） 先ほどの中澤議員の質問ですけども、まだ智頭町としてはこれでいくという決定的な方針を出しておりません。国の方針がまだ決定でないじゃないですけども、7月からと言いながら、その7月からいうのはゆらいでいるような風潮も聞かれます。そういったことも踏まえまして、現在の智頭町のラスパイレス指数、そういったことも加味しながら、ほかの町とも協議してやっていきたいというのが今の現状でございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） 先日の新聞では、倉吉市は既に6月定例会に削減の方向で出すということで載ってました。ということは、だけど、もう既に方針は決まっているというように理解をとれるんですけど、そのあたりは。

○議長（西川憲雄） 金児副町長。

○副町長（金児英夫） それはあくまでも倉吉市だけだと思います。鳥取県下のほかの他の市町村すべてがそういうふうな決定事項じゃないと思います。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） そうしたら、方針が出ればそのように従うという理解でよ

ろしいですか。

○議長（西川憲雄） 金児副町長。

○副町長（金児英夫） 方針が出れば、また議会のほうに相談なり提案なりをさせていただきますと思います。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） もう一つ、あわせて、退職金の問題も国のほうが減額するということが出ております。智頭町の場合は共済組合のほうにお願いしとるわけですし、こちらのほうが各町村とも一律で今出いとるのが現状だろうと思います。そういった共済組合の動きもあろうかと思えますけど、ひっくるめてそのあたりの退職金の動きはどうなるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 退職金につきましては、鳥取県の退職手当組合というものを設置しておりまして、先般の総会で、平成25年4月1日から段階的に退職手当金の率の削減をすることで決定をしております。ですから、退職手当組合で決まったものは、当然構成町はそれの金額で退職金を算出していくということになると思えます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） 済みません、もう一度、26年の4月から。

（「25年です」と呼ぶ者あり）

○8番（中澤一博） 25年の4月からということ。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

- 5番（岸本眞一郎） 消防費から予備費までですね。
- 議長（西川憲雄） はい、そうです。
- 5番（岸本眞一郎） 町長の提案理由の中に保育料の軽減ですね、15%あったんですが、これは大変子育て世代にとってはありがたいというか、助かる施策ですが、もう一つには、保育園に行っていない自宅で子育てをしている方々も結構いると思うんですが、その方々に対してはどのような支援というか、どういうものを考えているんでしょうか。今言う保育園に通ってる方には軽減で助かるんだが、それ以外の子育て世代に対しては何か対策というものが見えなかったような気がするんですが、そこら辺はどうなっとるんでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 家庭で子育てをしておられる家庭に対しては、引き続き子育て支援センター、また育児支援、こういう部分を力を入れてまいりたいと考えてます。以上です。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） それはそういう子育てについては施策は書いているんですが、具体的に保育料では15%という目に見える負担軽減が図れているんで、そういった家庭で子育てしている方々にも目に見える形で、何ていいますかね、そういう恩恵をやっぱり行くような施策を考える必要があるのではないかと。先ほど課長の言った、子育て支援センターとか、そういうのはこれからでもこれまでもやっていることなので、それ以上に踏み込んだものはないんでしょうかということ。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 今のところ自宅でという部分ではございません。なお、特に低年齢児を受け入れておりますあたご保育園、こちらのほうが結構な入所の率になってます。定員をほぼオーバーするような人数で受け入れしておりますので、そういう部分でも受け入れのほうも結構頑張っておりますし、保育料のほうでも還元を、還元といいますか、負担を軽減させていくということで、議員の言われる、家庭の子どもがどうなるんかいという部分については、今の現行制度でいかせていただきたいということでありまして。以上です。
- 議長（西川憲雄） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

それでは、全体についての質問を受けたいと思います。
ありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） ちょっと初めにも質問しかけたんですが、今回事業を組むときに、本来は改革プランにも事業の見直しは徹底的にやるんだということも書いてますので、この今回のことしの事業を組み立てたときに、そういったスクラップ・アンド・ビルドということを考えてこの事業を組み立てたのか、その結果、例えばこれまではやってたけど廃止をして、その予算を新規事業に回したとか、もしそういった経緯がありましたらお知らせください。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 逐次、中の事業につきましての報告は、それぞれ次の予算委員会のほうでもまた説明を各所管からいたしますが、大まかには事業の精査をする中で、当然廃止するという事業、廃止という言い方はおかしいですか、五つの事業程度がございました。その部分は事業のほうを廃止してするというようなこと、それから、そのうちの二つが新たに事業を構築するということで、統合して再構築をしたというようなこともございます。全体的にはすべての事業におきまして一度精査をしながら、充実したもの、または減額したもの等々ございますが、この事業を廃止したというのは3事業程度のものだと思って認識しております。

あと、福祉のほうの事業につきましては、例えばこの主要事業にございます支え愛ネットワーク構築事業等は再構築をいたしたものであるということで、あとはここに上げてますように、新規の事業ということで新しく立ち上げたものでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今の説明の中では、何例か廃止したものはあるという話ですが、それを例えば予算的に見たときに、今回の新規事業のトータルが出れば

相当な金額になるんだけど、じゃあこの見直し・廃止したものの予算がどのようなものだったのか、やっぱりそこら辺が私たちには見えないと、新規事業が毎年毎年どんどんふえてくる。その見直す事業っていうものはそんなにない。初めにも言ったように、結果として予算規模がふえてきているという私は印象を持っているんです。私たちが議員になってから相当な今、驚くような予算規模になってきてるんですが。かといって交付税が、確かにリーマンショック後の経済対策としてふえてきてる面があるんですが、それもいつまで続くかわからん。やっぱりこの事業のスクラップ・アンド・ビルドっていうのはしっかりやっていかんと、今が交付税がどんどん来るから、過疎債が使えるからっていった新規事業をどんどんどんどん立ち上げていくと、将来それを縮小するときには当然サービスの恩恵を受けた人にとっては痛みとを感じるわけなんでね。やっぱりここら辺の新規事業を立てるときには将来のそういったものも考えとかにやいけないんじゃないんですかね。やっぱり結果として、このスクラップ・アンド・ビルドというのは、この予算規模で見るとほとんどスクラップしたものはなかったという判断でよろしいですかね。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） ほとんどスクラップしたものはなかったというようなお話でしたが、この新規事業を足していきますとかなりの額になると思います。とてもこだけ予算が11億4,700万ふえて、うち中学校の改築で9億8,000万ですから、約1億6,000万円程度が、通常ベースですと中学校の改築を除きましたら1億6,000万程度がふえてきているということですが、到底この新規事業を足してみましても1億6,000万以上にはね上がる。それは先ほど議員さんのご指摘があったように、一つの事業を精査しながら、落とすところは落とし、廃止するものは廃止して新しく積み立てるものですから、それをすべて今ちょっと説明というのは、私のほうではいたしかねますので、そのあたりのことは、先ほど申しましたように、予算特別委員会または委員会のほうで、それぞれの所管のほうからそれも含めてご説明をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第2号「平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算」の説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第2号「平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算」。

予算総額は歳入歳出それぞれ9億4,391万6,000円と、前年度に比べて5,561万9,000円の減となっております。

初めに、歳出のほうをご説明させていただきます。主に保険給付費が6億1,667万6,000円、後期高齢者支援金等が1億1,408万7,000円、共同事業出資金1億930万円、それから介護納付金5,235万5,000円などとなっております。これは平成24年度の決算見込みを勘案して計上したものであります。また、保健事業につきましては、特定健診、がん検診ということで、1,387万5,000円を計上しております。

歳入のほうにつきましては、それぞれ給付費に伴った国、県のルール分を、後期高齢者交付金については平成23年度の精算と国が示した算定シミュレーションに基づきまして算定した額と勘案しまして計算させていただいております。また、財政調整基金のほうから基金繰り入れとして1億2,293万円を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第3号「平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第3号「平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算」。

平成25年度におきましては、歳入歳出予算額それぞれ880万8,000円をもって事業運営を行うこととしております。

予算書の163ページ、歳出でございますけれども、町内にあります簡易水道専用水道における適正な維持管理を行うための必要な予算をこのように計上いたしておるところでございます。以上でございます。

- 議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第4号「平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第4号「平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」。

予算書の169ページ、170ページをごらんいただきたいと思います。25年度におけます歳入歳出予算の総額は、それぞれ957万円としております。主に現状におきましては、貸付金の償還事務が主でございます、円滑な償還体制をつくり上げるために所要の経費を計上いたしておるところでございます。以上です。

- 議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第5号「平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第5号「平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算」。

176ページ、177ページでございます。歳入歳出それぞれ1万4,000円の予算額でございます。これは土地開発基金利子をそのまま積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34、議案第6号「平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第6号「平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算」。

平成25年度におきましては、歳入歳出予算の総額それぞれ3億426万円をもって事業運営をすることとしております。

資料のほうでは184ページ、さらに185ページをごらんいただきたいと思
います。ご案内のように、公共下水道も稼働後10数年を経ることとなっており
ます。現状におきます処理施設、これの維持管理に要します所要の経費を以下の
とおり計上いたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第7号「平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予
算」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第7号「平成25年度智頭町農業
集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の歳入歳出総額は3億9,797万1,000円をもって事業運営すること
としておりまして、町内5施設の終末処理場、さらにはその管路等に係る維持管
理経費を計上してございます。内訳といたしましては、資料の、歳入からですと
197ページ、歳出におきましては201ページからをごらんいただきたいと思
います。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第8号「平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 議案第8号「平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算」。

予算総額は歳入歳出ともそれぞれ10億364万1,000円です。前年度に比べて1,050万9,000円の増になっております。

初めに、歳出のほうですが、219ページから227ページになります。主に保険給付費が9億2,803万1,000円、地域支援事業としまして、3,842万3,000円、総務費としまして1,764万6,000円、それから介護予防サービス事業として1,651万9,000円を計上しております。

歳入につきましては、国、県、基金、町のルール分と介護保険料、それから介護要望サービスの収入、繰越金をもって措置しております。以上で説明を終わります。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第9号「平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 議案第9号「平成25年度智頭町介護保険サービス事

業特別会計予算」。

予算総額は歳入歳出ともそれぞれ8,770万3,000円、前年度と比べ27万3,000円の減となっております。

歳出については、239ページから240ページをごらんください。社会福祉協議会の運営資金として貸し付けております貸付金の返還金が1,000万ありますので、それを積み立てる経費、それから心和苑デイサービスの基金の償還にする経費が7,718万2,000円、施設の修繕料保険料等を計上しております。

歳入につきましては、基金繰入金、それから貸付金元利収入、社会福祉協議会からの寄附金をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38、議案第10号「平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第10号「平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算」。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8,536万5,000円で、前年度と比べ91万7,000円の増となっております。

初めに、歳出のほうですが、主に後期高齢者医療広域連合への納付金が8,282万8,000円、総務費が153万6,000円、諸収入として101万円を計上しています。

歳入につきましては、後期高齢者医療の保険料と、それから保険基盤安定繰入

金をもって処置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39、議案第11号「平成25年度智頭町水道事業会計予算」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第11号「平成25年度智頭町水道事業会計予算」。

今年度は収入、支出とも6,846万4,000円をもって事業執行をすることといたしております。

収入の内訳は、11ページをごらんいただきたいと思います。また、支出については12ページ以降で確認をお願いしたいと思います。主なものといたしましては、本年度におきまして老朽管の更新工事、さらには将来的な水道会計の安定化を目指すために上水道基本計画を策定することといたしておるところでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第40、議案第12号「平成25年度智頭町病院事業会計予算」の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長(寺谷和幸) 議案第12号「平成25年度智頭町病院事業会計予算」につきまして、概要説明いたします。

平成25年度は一昨年に改定しました智頭病院改革プランに沿って予算編成を行うとともに、365日24時間救急医療体制を確保し、地域の方々に安心して暮らせるよう安全な医療サービスを提供してまいります。

収益的収支につきましては、病床利用率を一般病棟88.5%、療養病棟93.6%、介護老健を97.8%として見込んでいることなどから、当期純利益は1億1,779万3,000円の黒字を見込んでおります。

資本的支出につきましては、企業債償還金のほか、老朽化している電子内視鏡、CT、個人用透析装置などの医療機器を計画的に更新するため、6,058万5,000円を計上し、その財源としましては鳥取県からの補助金2,155万5,000円、町の一般会計から過疎債1,950万円及び企業債1,950万円で充当しようとするものであります。また、看護師奨学金は1人分60万円を計上しております。

一時金の借入限度額につきましては、平成24年度と同様の4億円としてお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第29、議案第1号「平成25年度智頭町一般会計予算」から日程第40、議案第12号「平成25年度智頭町病院事業会計予算」までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第1号から、日程第40、議案第12号までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時09分

再 開 午後 3時09分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたので報告します。

委員長に谷口雅人議員、副委員長に徳永英太郎議員、以上のおりであります。

続きまして、補正予算に入る前にトイレ休憩を5分とりましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） はい。余り長くとれませんので、15分再開。

休 憩 午後 3時09分

再 開 午後 3時16分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、日程第41、議案第13号「平成24年度智頭町一般会計補正予算第5号」から日程第47、議案第19号「平成24年度智頭町病院事業会計補正予算第1号」までの7議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この7議案については、本日可否決定を行います。

日程第41、議案第13号「平成24年度智頭町一般会計補正予算第5号」の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第13号「平成24年度智頭町一般会計補正予算第5号」。

前もって配付しております平成24年度3月補正予算概要というものをごらんいただきたいと思います。これをもとに概要説明させていただきたいと思います。左端の数字は補正予算書のページです。あわせて補正予算書もごらんいただきたいと思います。全体的には、各種事業の実績に伴います補正でございます。

まず、概要の1ページでございます。補正予算書では19ページ、議会費につきましては、決算見込みに基づき調整を行っております。続きまして、一般管理費であります。管理職手当及び退職手当組合負担金を増額しております。また、共済費につきましては、基礎年金拠出金に係る公費負担率が1000分の27.7から1000分の36.5に4月にさかのぼっての改正となりましたものですから、それを増額するものでございます。まちづくり事務費につきましては、町長の提案理由の中でもありましたが、国の補正予算に伴う過疎集落等自立再生緊急対策事業を活用いたしまして、交流施設としてログハウス2棟を整備するための補助金を措置しております。移住定住促進事業につきましては、これも提案理由の中にもありましたけれども、過疎債をもって定住促進基金を積み立てるため増額措置をいたしております。水力発電周辺地域整備事業につきましては、交付金の額の確定により設計委託料、工事請負費の減額を行っております。百人委員会費では、自立と持続を推進するまちづくり交付金の実績に基づきます減額措置をしております。

次に、補正予算書では20ページでございます。地域活性化推進費では、日本1/0村おこし運動の賃金でありますとか、疎開保険事業の委託料など、これは決算見込みに基づく調整をいたしております。

それから、補正予算書21ページでございます。税務総務費では、緊急雇用の対象とならなかった臨時職員の賃金など、減額措置を行っております。補正予算書、同じく21ページでは、昨年執行いたしました衆議院議員選挙及び町長選挙の実績に伴います減額措置を行っております。

次に、予算の概要書では2ページでございます。補正予算書は23ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉総務費では、健康保健事業特別会計への繰出金としまして、決算見込みに基づく措置でございます。障害者福祉費では、

障害者給付費の増額を、それから老人福祉費では老人保護措置委託料、さらに後期高齢者医療連合負担金につきましては決算見込みに基づく措置でございます。同じく補正予算書23ページ。子育て支援推進費では、放課後児童クラブ指導員の賃金につきまして、決算見込みに基づく措置でございます。

続きまして、補正予算書では24ページ。母子父子福祉費では、児童扶養手当。その次の子ども手当給付費につきましては、それぞれ決算見込みに基づく減額を措置をいたしております。次に、概要書の2ページ目でございます。補正予算書は同じく24ページ、予防費では、予防接種委託料、母子衛生費の妊婦保健相談事業では、特定不妊治療助成費をそれぞれ実績見込みに伴います減額措置をしております。

概要書では3ページです。補正予算書は25ページ。健康増進費の健康診査事業につきましては健康診査の実績に伴います減額措置を、病院費につきましては交付税及び補助金の額の確定によりまして繰り出しすることとしております。

次に、補正予算書26ページでございます。農林水産業費、農業振興費につきましては、鳥獣等被害防止事業としまして報償費、これはイノシシ、シカの捕獲奨励金の実績に伴います増額措置をいたしております。地域農業振興プラン支援事業につきましては、ほんものの農産物づくり支援、販路拡大、それから食のみやこ直売ビジネス支援、青年就農給付金、集落営農バックアップ補助金及び就農条件整備事業で、それぞれ事業の実績に基づきます措置をいたしております。

補正予算書27ページから28ページにわたります林業振興費につきましては、間伐支援対策事業補助金、それから森づくり作業道整備事業、さらにナラ枯れ対策委託料が減額となっております。概要書では、はぐって4ページ目、木の宿場プロジェクト推進事業補助金等につきましては事業の実績に基づきます減額を、また、智頭材出荷促進事業につきましては増額の措置をそれぞれいたしております。同じく補正予算書28ページ、造林事業費につきましては、美しい森づくり基盤整備事業では、補助金の額の確定に基づきます減額措置でございます。林道費につきましては、提案理由にもありましたが、公共林道事業及び県営林道事業につきましては国の経済対策に伴う増額措置をいたしております。

補正予算書29ページでございます。商工振興費では貸付金の実績に基づきます増額を、観光事業では地域おこし協力隊に係ります実績見込みによります減額をそれぞれ措置しております。

それから、30ページ土木費です。道路維持費につきましては、これも提案理由にもありましたが、除雪委託料の増額をいたしております。また、道路新設改良事業及び社会資本整備総合交付金事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、国の経済対策に伴います補正ということで措置したいと思っております。それから、下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計の繰出金決算見込みに基づきます措置でございます。

それから、31ページでございます。非常備消防費につきましては消防団の退職報償金の実績に基づきます減額措置を、消防施設費につきましては、これも提案理由にもありましたが、智頭中学校の敷地内へ耐震性の貯水槽を整備するための設計委託料に工事請負費も措置いたしております。

次に、教育費でございます。提案理由にもありましたが、議会の皆様のご協力によりますものと多少足しまして1,000万円の教育施設整備基金を積み立てを行います。また、県立養護学校通学費及び小・中学生の通学費の補助につきましては、実績見込みに基づきましてそれぞれ措置をいたしております。

それから、32ページです。智頭小学校管理事業につきましては、平成25年度から特別支援学級が増築となります。それによります修繕料の増額を措置しております。小学校教育振興費につきましては、要保護、準要保護児童援助費などを実績見込みに基づき減額措置をいたしております。

次に、概要書では5ページ目でございます。中学校改築事業につきましては、改築に伴います建築確認申請の手数料を措置いたしております。それから、社会教育費の地区公民館費につきましては、土師公民館井戸掘削工事を、これは施行いたしませんでしたので減額の措置をいたしております。

補正予算書では34ページでございます。学校給食費につきましては、実績見込みに基づき賃金、需用費の減額措置をしております。地方債償還元金及び償還利子につきましては、それぞれ償還金の額の確定に伴います措置でございます。以上合計4,144万6,000円の補正となっております。

なお、歳入につきましては補正予算書9ページからごらんいただきたいと思います。簡単に説明させていただきますが、ほとんどの金額が減額となっております。増額になっておりますのは、まず繰越金を100%計上いたしました。また、急傾斜地崩壊対策事業分担金の増額、それから国の補正予算であります地域の臨時交付金などの国庫支出金を計上しております。あとは地方交付税を計上してお

ります。以上が補正予算の概要でございます。

○議長（西川憲雄） この議案に対する質疑は歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から公債費と繰越明許費から地方債補正の5区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありますか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） 19ページの共済費の説明があつたんですけど、僕ちょっと数字を1000分の27.7から何ぼぐらい上がったということですけど、ちょっとそのあたりをもう一度お願いをします。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 1000分の27.7から1000分の36.5に改正となるものでございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） これ900万からの増になつとるんですけど、当初予算が1,688万6,000円なんですわ。その率でこんなになるんですかな。ちょっとその辺が疑問に思うんですけど。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 当初予算との比較ということでございますでしょうか。

○8番（中澤一博） はい。

○総務課長（葉狩一樹） 当初予算ではそもそもまだその時点では、この率は決まっておりましたので、前年の率をそのまま使って算出したものというふうに認識しておりますので、そこの引き上げ部分が、全部の職員でございますので、全体をここで計上したということでございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） ということは、当初予算では課ごとに共済負担金が分かれ

て、この補正ではこうやってまとめてということですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 失礼しました。説明不足で、議員のおっしゃるとおり、当初予算では各費目ごとで計上しておいたものを、最終的にはここで一括ということで、説明不足でございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

中澤議員。

○8番（中澤一博） もう1点、水力発電の整備事業ですけど、これ当初は、その関係するところが集まって論議して決めて、それであと余ったら返すのはもったいないから使おうという、ほかのことで回そうじゃないかということになっとならずなんですけども、その措置は今回できなかつたんですか。

○議長（西川憲雄） 水力発電じゃなくて電源立地だろう。

○8番（中澤一博） 電源立地。じゃあそこから、この部分。

○議長（西川憲雄） 課長。

○企画課長（岡田光弘） 国から交付されます交付金の範囲内ということで、本年度も交付金の範囲内での自由な執行をしてるというふうに認識しております。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） じゃあ、ほんなら減額というのは、これ何を見たら。何ですか、これ使わなんだちゅうことで説明には減になっとなるんでしょ、これ自身が。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 当初予算ベースでは国の交付金に地元負担分をプラスしたものということですが、結果として事業の実績見込みがその金額であったということで、実績見込みに合わせた減額ということでございますので、国の交付金は十分、そのままいただいたということでございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） そうしたら、この備考欄の説明の仕方はおかしいじゃないですか。それ工事費が減ったりとか、減ったらほかに使えばええですが、また。無駄なちゅうか、余ったものはほかにでも回そうちゅうことを決めておられます。今の説明、ちょっとおかしいですね。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

- 企画課長（岡田光弘） 減額というのは、工事費が実績で減額したということでありまして、交付金に差額が出たということではございませんので、ちょっと説明不足だったかもしれません。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） ちょっと、そうしたら、ここの説明文は削除ということでええですか。減になつとるんでしょ、違うんかな。「設計委託料、工事費の減」になつとりますで。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 国から参りました交付金については満額の執行をしております。減額分につきましては、地元の負担分、これが減額になっているということでございます。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） いや、地元のほう、負担ゼロですよ。地元の負担、出しとらんですよ、電源立地については。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 国から参ります交付金と合わせて地元負担分を当初から計上しております、この地元負担部分が減額になったということでございますので、繰り返しになりますが、国の交付金は満額で執行してるということでございます。
- 議長（西川憲雄） そのほかありませんか。
1番、中野議員。
- 1番（中野ゆかり） 20ページで、ちょっと説明が早かったので私の勘違いかもしれませんが、20ページ、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金、これでログハウス2棟を建てたという説明でよろしいんですか。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） はい、そのとおりでございます。
(発言する者あり)
- 企画課長（岡田光弘） 失礼しました。これは予算でございますので、今、国から内示のありました補正予算ですね。これにつきまして地域から…がありました事業につきまして、国に対して今提案をしているという段階でございます、まだどの事業にということではございません。

先日、県のほうのヒアリングがありまして、地元の住民の方もそれに参加して審査会を受けたという段階でございますので、これはあらかじめ繰り越しを想定してる事業でございますので、決定次第、25年度の予算のほうに繰り越しをということでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回の質問に関連してるけど、こういう複数の集落が交流施設をということですね。その交流施設、今はいろんな建物があってやってるんですが、やはり手を挙げているところではこういうものがしたいんだからという具体的な案件が出ているということですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在、出ております集落の自治座談会、この席でも集落のほうから提案がありまして、交流施設を増設したいということがございましたので、そういったものを地域でまとめられまして国に対して提案されたということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃあ今の案件は、これまでも交流施設はあるが、もっとふやしたいからこれを使うんだという、そういうことですね。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） そのとおりでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この疎開保険事業が800万の予算に対して200万減となっているんですが、この要因というのは、この保険に加入する人が予定より少なくなっているのか、そこら辺の要因はどうなんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 当初の見込みに比べて加入が当初の見込みまで達しなかったということですが、今年度に関しましては、当初、前年度から始めまして1口1人1万円ということでございましたけども、ファミリーコース、2人コース、4人コースということで、より入っていただきやすいような体制をとったということもございまして、今まで、例えば4人ですと4口で4万円とい

うものが2万円というようなことも減額になった原因ではないかなと思いますが、全体としては加入数は着実にはふえてきているということで認識しております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 疎開保険事業は災害時の救援と、もう一つは地元の農産物という二面性があるんですが、実施こうやって予算は組んだけど、早くもこうやって予算が余ったということですが、これはやっぱり、今言ったように、口数はふえたけど実際のお金が少なかったと、また、みんなが入りやすいようにしたけどという説明でしたが、入りやすいようにしたけど、なおかつ参加者が少なかったということではないんですかね。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在、約200口400名の方に参加をいただいております、その中身としては、委員会等でも説明をしておりますが、東京、大阪の辺りを中心にして入っていただいているということで、若干その加入形態が初年度に比べまして、初年度は地元の方が多かったというところが、今は大阪、東京を中心にしたところに転換しているというところがございます、当初の見込みに比べるとということでございますが、傾向としては着実に加入数はふえているということでございますので、新年度の予算につきましても加入は増大するという見込んで予算をしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 本来、この疎開保険事業は加入者のお金で事業が回っていくというのが基本的な私はスタイルだと思ってます。1人1万円いただいて、それから5,000円、6,000円の品物返すってことですんで、逆にどんどん基金が、災害が発生しなければ積み上がっていくと思うんです。それに対して、まだ自立的な運営じゃなくって、どんどん町予算をそれ以上につぎ込んでいくという理由は、やはりどんどん宣伝をしていかなければ利用がふえないから、町の予算をこの事業に入れていくという形になっていくんじゃないでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 疎開保険の財政面の運営についてのご質問ですけども、疎開保険につきましても、初年度はそうですね。総務省の交付金ということで国の交付金をいただいた面がございますけども、本年度につきましても、その疎開

保険の加入者の加入料の範囲内で運営するという持続可能な運営形態に入っておりまして、おおよそ加入料の6割部分が新鮮な野菜、特産物の送付に係る。それから、約32%部分が、いざというときに備えるための積立金ということで、あとの8%が事務費というような形での運営ですので、一般財源を費やしてということではなくして、疎開保険の加入料の中で運営をしているということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃあ、このもともとの当初の880万というのは、ほとんどこれが加入料を見た880万という解釈でいいんですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） はい、そうでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） たしか加入料は400万でね、この中の疎開保険料は、町から一般財源が相当同じぐらいつぎ込まれているんじゃないですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 先ほどもご説明しましたように、本年度からの運営につきましては加入料の範囲内での加入料に合わせての特産物の送付でありますし、積み立てということでございますので、それに対して一般会計をつぎ込んでいるという状況にはございません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） これもたしか疎開保険のお試しとか、そういう事業もこの中に入ってたんじゃないんですかね。その財源も加入料からこれは捻出したということですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 一部、PR的な部分もございますけども、お試しにつくる部分につきましても加入料の中で運営をしているということでございます。

○議長（西川憲雄） 堂々めぐりになりますので、この辺でよろしいですか。そのほかありませんか。

（「もう1点お伺いします」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） じゃあ、初めに平尾議員。

○2番（平尾節世） 23ページの民生費ですが、国民健康保険事業特別会計の

繰出金と、それから後期高齢者医療広域連合の負担金が減ってるっていうのは、これは智頭町で医療機関にかかる高齢者と国保の方が少なかったっていう意味になるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 国保会計についてですが、ルール分として町も負担しなければならない一般会計分について精査したところ、必要がなかったということで減額させていただいたということでございます。保険料が減ったということもあると思いますが、基本的にはルール分として町も負担しなければならないものを減らしたということです。

○議長（西川憲雄） その原因は、何で減ったかという。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 国保会計と、後期高齢とは関連がありません。申しわけないです。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 済みません、2つの質問を一緒にしてしまいましたので、関連がないのはわかってるんですが、両方とも、町民がお元気で医療機関にかかるのが少なかったのか、それとも、さっきルール分っておっしゃいましたけど、ルール分、ルールが決まってるんでしたら、今これだけ残るっていうのはちょっと私には理解できない、済みません、もう少し詳しくお願いします。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 国保会計のほうに繰出金と出すものについては、国保会計の安定化をするために、例えば国保の保険料を引き下げましたが、その分については何ぼか補てんをするということがあります。その分が減ったということです。その関係で、一般会計からの繰出金が減ったと、大体760万余り減ったということです。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

なら、ちょっと休憩して、中澤議員。

○8番（中澤一博） 先ほど、電源立地にもう一回戻りますけど、先ほどの答弁で、この減額になったのが地元負担分だと言われましたけども、地元負担だったら、これ一般財源じゃなしに、その他のところにはならんかな、マイナスが。これで一般財源になるということはどういうことなんですか。

- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 地元負担につきましては、寄附金という形での歳入ということで計上をしております。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） そうしたら、この寄附金が一般財源ですか、その他じゃない、財源内訳としては。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 地元の負担部分につきましては後年度の負担ということでございますので、本年度の予算の中には計上しておりません。以上です。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） いや、ちょっともう一度お願いします。ですから、地元負担金はその他じゃなしに、財源としては一般財源で見るということですね、そういうことですか。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 現年度につきましてはそういう会計処理ということでございます。
- 議長（西川憲雄） よろしいですか。
続きまして、徳永議員。
- 6番（徳永英太郎） 23ページ、民生費、児童福祉費の子育て支援推進費なんですけども、放課後児童クラブの臨時職員賃金の減ということなんですけども、この結構大きな金額の減額補正する理由ですね。放課後児童クラブ、各小学校単位で児童クラブに参加する子どもたちを募って、それで何人以上ということやるといって、多分この事業にかかったと思うんですけども、これが途中から減額になる理由は、子どもが集まらなかったのか、臨時職員の方が集まらなかったのか、その辺の要因はいかがでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） 当初は予定どおり四つの放課後児童クラブでスタートしました。年度中途、1学期というか、時期よくわかりませんが、そのあたりは結構順調だったわけです。順調といいますか、予定した四つが一緒に回ったわけなんですけども、夏休みを過ぎてから子どもたちが減ったというよりも、智頭のほうに動く子どもさんがふえて、各地区の中でも山形と那岐とが少なくなり

ました。そういうような実態があるわけですが、一番初めのところは、当初予算のベースでは六つの放課後児童クラブがスタートするという想定でおりましたので、そういうようなことになってきたということでもあります。ですから、こちらとしては臨時職員はそれぞれ措置しておりましたけども、子どもたちが減ったがために、ずらずと減っていくがために途中閉鎖といいますか、休むちゅうか、そういうようなことにならざるを得なかったということです。結果的には、今現在四つの放課後児童クラブが動いておりまして、年度当初は六つだったということでもあります。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 先ほどの歳入のところで聞けばよかったですけども、そうすると、子どもの数自体はそんなに減ってないと。それでありまして、それじゃあ負担金といいますか、それも当初よりもそんなに減ってないということで理解していいですね。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） はい、そういうことであります。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、先ほどのお答えで、一般財源から国保会計にある程度の金額等を出すことにしてるけれども、その分が要らなかったからその分が残ったということですけども、その残った理由を私はお尋ねしてるんですけど。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 先ほども話ししましたように、国保税の減額をした分ですね、6割軽減だとか9割軽減、そういう所得が少なくなったという方についてそういう、それを財源的に今度は逆に補てんしなければならない。その補てんしなければならない部分が確定したので、それがその関係で減ったということです。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この病院施設費ですね、全協のときに説明があったんですが、交付税が確定したのでこの分を出すんだという話、繰り出しをするんだという話でしたが、当初予算を組むときに、ほぼ改革プランに沿って経営が黒字になるような私は当初予算を組むと思うんです。なのに、ここの交付税が確定した

から、例えば黒字になっても、じゃあ病院に繰り出そうという、この考え方ですね。これは黒字だろうが赤字だろうが、これは確定したら出すというルールなのか、そこら辺の基本的な考え方はどうなってるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほども冒頭ご説明申し上げましたが、交付税の確定、特別交付税のルール分の確定ということでこれは繰り出すべきものと考えておりますし、もう一つは補助金も額の確定で一般会計から入ってきましたので、それを病院のほうに繰り出したということで、これは電子カルテかかる部分の補助金の関係でございますので、特別交付税のルール分と、それから県からの補助金を合わせて繰り出すものでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、本来、今言う、当初予算で黒字になるような予算設定ですね、当初から赤字になるような予算をほぼ組まないんでね。で、なのにこれが交付税が確定したっていうのは、これは今言う、前から智頭病院の規模ではこのくらいの交付税が入るだろうという、その全額を病院側は欲しいという話をしてるんですが、今回の交付税の確定というのは、この智頭病院にほぼこれだけの交付税が入っただろうという額が確定したということではないのか、そのほかの確定という意味なのか、そこら辺を。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） あくまでも特別交付税が確定したというもので、確定額によって繰り出すということがルール分で行ってきておりますので、ルールとして出しておるといってございませう。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） これじゃあ、特別交付税の部分で病院にはっきり病院に対してざっとわかるものだということですね。これまで病院は、ほぼ同規模のほかのこの病院であれば、全体としてこのくらいの交付税が入るので、その全額をもらいたいというような話が前から出てたんでね、本来そういう交付税を推定をして、その分を全部渡すというルールというものができているのかどうか。そこらについてはどうでしょう。ただ、毎年の随時の経営状況の中で判断するという事なのか、そこら辺を伺います。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） これにつきましては、例年、確定したら当然繰り出すということで措置されるというふうに私は認識しております。

○議長（西川憲雄） そのほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。
次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。
ご質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。
次に、消防費から公債費までの質疑を行います。
ご質疑はありますか。
6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 31ページ、教育費、教育総務費。事務局費の中に負担金補助金……。

○議長（西川憲雄） 徳永議員、マイクを。

○6番（徳永英太郎） のところで、小学生、中学生の補助金の減ということで120万円上がってるんです。それで、聞くところによりますと、自分の思う通学方法でなかなか通学できないと。私が聞いた説明ではいろいろありましたけども、問題は、以前一律に振り分けた通学方法で、今それでいいんかどうかということですね。すぎっ子バスも導入されました。その利用促進も含めて、本当に交通事情も当初と変わってきてます。そこらもやっぱり改めて考える時期ではないかというふうに考えます。これは直接予算とは関係ありませんけど、この場で質疑終了ですので、来年度に向けて、来年度といいますか、再来年度になりますが、そこら辺も考える必要があるんじゃないかというふうに考えます。

これは足りないぐらいで余ってなければいいですけども、結構大きな120万円というふうな見込み減ですので、やはりそこら辺も一考すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。理由も含めて。

○教育課長（長石彰祐） 小・中学生の通学費の補助金につきましては、見込みをしておりましたけども、申請がそれまで行かなかったという要因も含めての減額であります。通学費についてはマックスの状態で見とるわけですけども、今現

在はそういう状況にあっても買う申請がされなければ、うちのほうからは補助金を出さないということになっておりますので、こういう減額の金額が発生したということでもあります。

議員の言われることは、多分、土師、那岐の汽車通の子どもを抱える保護者の皆さんは、便利なすぎっ子バスに乗らせたい家庭も中にはある、そういう部分も行く行くは措置すべきじゃないかということでもありますけども、今現在、土師と那岐の汽車通の子どもさんがバスに変更ということになりますと、今の定期バスのキャパシティーでは足りません。当然バスを2台ほどはふやさなければならぬというような人数になろうかと思えます。今でもぱんぱんの状態でバスは、特に朝の便ですけども通わせておりますので、そのところが子どもが減ればとか、乗られる人が減ればとかいう、何か無責任なことは言いたくはありません。今のところは現状を見ながら、なるべくそれは子どもたちを安全で通学していただくということは大前提ではありますけども、今の状況から申しますと、JRと日ノ丸バスとの併用という部分は、ここ1年、来年というわけにはちょっとならないのではないかなという感触を持っています。以上です。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 見込みの減少の要因ですね、これをやっぱり分析すべきじゃないかと思うんです。一律に、「あんたは自転車通学」と割り当てられたところが、じゃあ現実的に、冬の雪場、これを国道を自転車は乗れますか。この現実もやっぱり考えていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 冬場の件につきましては、特に自転車通学で直接学校のほうに乗り入れている子どもさんにつきましては、バスで3カ月間、12月の10何日から3月の中ごろまでだったと思えますけども、3カ月間の定期は補助できるようにこちらのほうでも安全ために見ております。そういう部分もかなり子どもさんは使っておられますので、そういうことで対応しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 最後に、子どもの安全ということがありますね、やはりバスは確かに全員が座ることが望ましいんですけども、中学校ぐらいになれば別に立っててもそんな苦痛じゃないと思うんですよ。安全からいう面でした

ら、やはり冬場に徒歩でとか自転車でとかいうよりも、やはりバスで通学させたほうがより安全ではないかというふうに思います。以上で終わります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

2番、平尾議員。

○2番（平尾節世） 30ページの道路維持費で2,000万近くの除雪委託料が出ていますけども、感覚としてことしは雪が少なかったような気がするんですけど、回数が多かったんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡本課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） この除雪委託料の補正でございますけども、単純に前年並みに増額をさせていただいたということであります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債補正について質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 全般といいますか、ちょっと先ほど手を挙げたんですけど、見ていただけなかったの。

33ページの地区公民館費の工事請負費。これ土師のどこだかの工事を施工しなかったということだったんですが、言えば、約200万円を使わなかったということで、この工事をしなかった理由をお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） これの経費につきましては、土師公民館の井戸の削井を計画をいたしまして、計画したんですが、途中から地元の公民館のほうで、隣の家からバイパスで水をもらう話ができたとということで、土師公民館は、先ほど申しましたように、旧土師小学校に動くということが前提で地域のほうでは話が進んでましたので、そこら辺の投資の関係を地元のほうと協議の結果、この部分

の工事請負費はおろして、修繕料で隣の家とのその水道の直結をして、その隣のおうちに水道料金相当分を、今まで組合に払ってました分をそちらのほうに振りかえたということでもあります。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 振りかえたということですね。というのが、この200万、工事施工しなかったら浮くじゃないですか。土師以外でも各地区公民館では修繕とかいうのがもろもろ必要なところが出てきているので、そちらのほうの工事のほうに振り分けたらどうかなと思ったもので聞かせてもらった次第です。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 教育委員会としましては、期間が短かろうが長かろうが、水が足りないという状況が、これは避けるべきだと思いましたので、こうむきに通常の予算を工事請負費で組んだわけですね。そうしたら地元のほうから隣という話ができゅうるんで、長い間水が使えんいうわけじゃなしに、もう先が見えとるんで、そういうような措置でうちのほうは結構だからということで話がまとまったということでもあります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

2番、平尾議員。

○2番（平尾節世） 済みません。理解が悪いのかもしれませんけども、先ほどの除雪委託料ですけど、前年どおりの補正をとということでしたけど、年度始めの予算だったらわかるんですけど、今除雪委託料の補正っていう意味が私にはわからないんですが。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 当初予算では大体150万程度組んでおりますけども、その後、雪の状況を見て判断するわけなんですけど、どうしても、ことは降るぞとか、ことは降らないっていうことが判断できにくいことがありますんで、今回例年どおりで補正をさせていただいたということでもあります。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） ということは、その当初予算では足りなかったという意味ですか。

○議長（西川憲雄） 課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 例年、除雪費には2,000万程度の費用をか

けております。当初では大体、先ほど言いましたように150万円程度を予算化してありまして、で、年度末に大体実績が上がってきますし、そういうところも勘案して昨年どおり要るのではないかなと予測されましたので、昨年どおりの補正をさせていただいたということであります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42、議案第14号「平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第14号「平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」。

歳入歳出の総額3,618万円を追加し、総額として10億5,008万5,000円とするものです。

資料のほうでいいますと、46ページをごらんください。初めに、歳出のほうを説明させていただきます。保険給付費から保健事業費までは、決算の実績見込みによる補正を行っております。歳出、諸支出金の償還金及び返還金につきましては、平成20年度と21年度の財政調整交付金及び、平成23年度の療養費給付費等負担金等の精算よりまして4,894万円の返還が生じたので計上させていただいております。繰出金につきましては、病院が整備しました電子カルテに係る国庫補助金分を直営診療施設勘定繰出金として4,000万を一般会計のほうに繰り出すものです。

次に歳入のほうですが、44ページから45ページということで、前期高齢者交付金において、平成22年度の前期高齢者交付金の精算がありまして、4,363万円余り返すことになりまして、本年度の概算要求と差し引きしたため8,891万円の減額補正するものです。

その他の内容につきましては、国庫補助金、それから財政調整基金繰出金をもって処置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43、議案第15号「平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第3号」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第15号「平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算第3号」であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ936万円を追加するものでございます。

予算書の55ページ、56ページをごらんいただきたいと思います。住宅新築資金貸付収入及び宅地取得資金貸付収入におきまして、当初予算よりも大幅な収入がございました。これによりまして、今回の3月補正によって歳入歳出における補正措置を講ずるものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 諸収入が大幅に今、当初より倍額以上ふえてるんですが、この要因ですね。例の法的な対応ということも言ってましたし、その効果ってどうか、これはどのような要因でこれはふえたということでしょうか。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） もともと予算に計上しております予算額といいますのは、現年度分、すなわち当該年度に100%入ってくるものを見込んで予算措置をしております。したがって、過年度収入というものについては当初は見ておらんのです。したがって、この3月補正において入ってきたものを予算措置をし、さらには一般会計へ繰り出すということにいたしております。

そして、岸本議員から質問がありました、増額の要因の内訳ということに触れますならば、日常的に償還に向けた取り組みを強化してございます。その意味で

は、例年、ここ、そうですね、2年前よりも、この3月補正に計上しております額というものが増額しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） これは担当課の大変な努力の結果だと思うんですが、言ったように、その要因が担当課の徴収の強化というものなのか、ある程度、やはり最終的には法的な対応もしますよというような弁護士費用というものも予算化してますんでね、そういうものもこの増額の要因になっていると判断するのか、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（西川憲雄） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 24年度の今回の3月補正のこの中身においては、法的措置を講じたものはまだ含まれてございません。したがって、初めにも申し上げましたように、徴収強化を図る上で回収が進んだもの、償還が進んだものというふうな理解をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44、議案第16号「平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号」の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第16号「平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号」。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出ともに630万円を減額措置しておるところでございます。

予算書の62ページ、63ページをごらんいただきたいと思います。主なものといたしまして、通信運搬費、手数料でございます。これは、マンホールポンプ等にふぐあい、すなわち異物が混入するというような事態がたびたび発生しております。これに伴いまして、業者のほうからポンプを上げるなりというような作業を依頼したわけでございますが、これに係ります手数料でありますとか、それからポンプ等においてはやはり過負荷を生じますもんですから、過負荷を生じるということがその都度、NTT回線を通して連絡が入ることが頻繁にござ

いました。そういったところで当初の予算では賄い切れない部分を今回補正をさせていただきますものでございます。

それと、大きなものとしたしまして、公共下水道の整備を行ったところでございますけども、当初予定しておりました工法よりも、実施設計を加えたところが、工法によって自然流下措置がとれるということで、その工法によって大幅な減額になったということでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第45、議案第17号「平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第17号「平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万2,000円を追加するものでございます。

資料の69ページ、70ページをごらんいただきたいと思います。ここでの予算は、需用費、役務費について計上させていただいております。内容は、マンホールポンプの詰まりに伴って、これも業者に依頼し、除去してもらおうというような措置を講じております。また、ポンプ等におきましては、ポンプの過負荷によつての電気料の不足が生じたものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第46、議案第18号「平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第3

号」の補足説明をお願いします。

西沖水道課長。

- 税務住民課長兼水道課長（西沖和己） 議案第18号「平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第3号」。

水道会計におきましては、38万5,000円を予備費から流用することにしたしております。

資料の1ページ、次の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。動力費に不足が生じたがために予備費からの流用、それから決算見込みによる不用額を充当で賄うという予算措置を講ずるものでございます。原因といたしましては、昨年秋ごろから電気料が高騰しておりました。原因を究明しておりましたところが、年末に漏水箇所が判明いたしました。本管でございますので、結構な漏水であったわけですが、その間ずっとポンプが回り続けておったということで、これに伴う電気料が不足したがゆえに、このたびの補正措置を講ずるものでございます。以上です。

- 議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第47、議案第19号「平成24年度智頭町病院事業会計補正予算第1号」の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

- 病院事務次長（寺谷和幸） 議案第19号「平成24年度智頭町病院事業会計補正予算第1号」につきましては、決算見込みに基づく補正であります。このたび不採算地区病院、訪問看護及び公営企業共済負担金などの特別交付税が大幅に増額されたことに伴い、繰入金の増額や、平成24年度診療報酬の改定と外科医師の退職に伴う医業収益の減額、それに伴う人件費、材料費などを補正するものです。また、資本的収支ですが、電子カルテが1億2,935万7,000円で導入することができました。鳥取県から地域医療再生基金事業補助金2,227万5,000円補助されたことにより、町の過疎債及び企業債を1,150万

円ずつ減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 支出の中の特別損失を今回、例年と違ったところで入れているんですが、これを含めても、なおかつことしの決算見込みですね、これはどのような、収支でいくとどのようにこれはなっておるのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） このたびの補正をいたしまして決算見込みをいたしますと、約4,600万の黒字という格好になります。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） これは特別損失を消化した上で、今の4,000幾らの黒字になるという見込みだということですね。

○議長（西川憲雄） 寺谷事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） はい、そのとおりです。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この医業収益が9,300万減ってる中で、そんだけの黒字が確保できたという要因というのは、これはどのように考えてますでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 確かに収益も9,000万から減っております。しかし、費用のほうも3,000万ほど減らすことができっております。当初のときの黒字幅というものが約1億3,000万ほどありましたので、これで、その黒字が大幅に減っておるわけですが、そこで吸収ができておるということです。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 当初予算から既に1億数千万の黒字を見込んでおったので、医業収入が9,000万減っても黒字が確保できたんだと。ということは、相当高い、当初予算のときから黒字を見込んだような予算を組んでるという、そ

ういう見方ですね。

○議長（西川憲雄） 寺谷事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） さっきも説明いたしましたように、この交付税というものが病院があるということである、そういうものをルール分を入れていただくということになりますと1億3,000万ほどの黒字ということをお初予算では組んでおりました。そういうルールに従った繰り入れを盛り込んでの予算決定という格好でして行っております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時24分

再 開 午後 4時27分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41、議案第13号「平成24年度智頭町一般会計補正予算第5号」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第13号「平成24年度智頭町一般会計補正予算第5号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第14号「平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第14号「平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第15号「平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第3号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第15号「平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第3号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第16号「平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第16号「平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第3号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第17号「平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第17号「平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第18号「平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第3号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第18号「平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第3号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４７、議案第１９号「平成２４年度智頭町病院事業会計補正予算第１号」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第１９号「平成２４年度智頭町病院事業会計補正予算第１号」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 １１名)

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４８．陳情について

○議長（西川憲雄） 日程第４８、陳情についてを議題とします。

今期定例会において本日までの受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、３月９日から１０日まで、及び１２日から２０日までの１１日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、３月９日から１０日まで、及び１２日から２０日までの１１日間、休会することに決定しました。

来る３月１１日は午前９時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

３月２１日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 4時33分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年3月8日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 中 澤 一 博